

2016年度

修士論文

(演習科目 租税法 C 演習Ⅱ)
(指導教員 佐藤謙一 客員教授)

相続税と贈与税との関係再考

～累積的課税と暦年課税の併存可能性についての検討を中心として～

聖学院大学大学院
政治政策学研究科
政治政策学専攻（修士課程）

学籍番号 115MP005 小林綾似

《目次》

はじめに.....	1
第一章 相続税・贈与税の沿革.....	3
第一節 課税根拠.....	3
第二節 課税方式の種類.....	5
第三節 日本における相続税・贈与税の沿革.....	9
第二章 日本における相続税・贈与税の一体化の現状.....	14
第一節 相続時精算課税制度の概要.....	14
第二節 相続時精算課税制度の問題点.....	17
第三節 相続時精算課税制度の実績.....	20
第三章 諸外国における相続税・贈与税の一体化.....	24
第一節 アメリカ<遺産税方式採用国>.....	24
第二節 ドイツ<遺産取得税方式採用国>.....	26
第三節 カナダ<相続税廃止国（譲渡所得課税方式）>.....	28
第四章 新たな相続・贈与税制の提言.....	33
第一節 現行制度における累積課税の検討.....	33
第二節 贈与者課税による相続税と受贈者課税による贈与税の併存.....	37
第三節 相続税制と贈与税制との関係.....	42
おわりに.....	45
参考資料.....	50

はじめに

本論文では、現行の相続時精算課税制度を見直して、贈与者課税である相続税と受贈者課税である贈与税とを併存させることが、現代日本に適した望ましい相続・贈与税制の在り方ではないか、ということ提言することとしたい。

わが国において相続税は明治 38(1905)年に日露戦争の戦費調達を目的として創設され、その創設当初は、偶然所得の発生に担税力を見出し課税することを根拠としていた。つまり、相続財産の取得という事実に着目し、それを相続による偶然所得の発生ととらえ、その所得（財産）に対し負担能力に応じて課税を行おうとするものであった。

その後、現在に至る 100 余年の間に、わが国を取り巻く経済環境や社会状況は大きく変化し続けており、それに伴い相続税制度も幾多の改正が行われてきた中で、相続税の課税根拠も創設当初の「偶然所得の発生による担税力の増加」というものから、「富の集中抑制」、「富の再分配」、「被相続人の生前所得の清算課税」、「資産の引継ぎの社会化」などといった趣旨や役割を持つものへと変化してきた。

そして、現代日本では、少子高齢化が急速に進展し、相続による次世代への資産移転の時期が遅れてきていることなどから、資産移転時期に対して相続税制が中立性を保ち、生前贈与の円滑化を図ることで、高齢者の保有する資産の有効活用を通じて経済社会の活性化にも資するといった社会政策的な役割もまた相続税に求められているところである。

こうした現代日本の社会状況の中で、平成 15 年度の税制改正において、資産移転時期の選択に対して税制が中立性を維持することを目的として、納税者の選択制ではあるが、相続税と贈与税の一体化を図るために相続時精算課税制度が導入されたのである。平成 14 年 6 月 14 日付の税制調査会「あるべき税制の構築に向けた基本方針」によれば、「暦年で単一年の課税であるわが国の贈与税においては、相続税の課税回避を防止する観点から税負担は比較的高い水準に設定されている。高齢化の進展に伴って相続による次世代への資産移転の時期がより後半にシフトしていることから、資産移転の時期の選択に対する中立性を確保することが重要となってきた。高齢者の保有する資産（金融資産のみならず住宅等の実物資産も含む）が現在より早い時期に次世代に移転するようになれば、その有効活用を通じて経済社会の活性化に資するといった点も期待されよう。このような観点から、相続税・贈与税の調整のあり方（生前贈与の円滑化）を検討すべきである。」としている。つまり、選択制ではあるものの累積課税方式が導入されたことは、それまで長らく続いて

いた「相続税と、それを補完するための贈与税」という相続税と贈与税との関係を大きく変える重要な税制改正であったといえる。

しかしながら、上記趣旨に反して、相続時精算課税制度を選択した者の多くは、相続時において相続税の納税義務が発生しない層に属するといわれている。また、同制度を選択するかしないかで将来の相続税の課税価格に影響を及ぼすことになる等の理由から、相続財産が多い者については同制度を積極的に選択することに抵抗感があることは否めない。死亡時において相続税が課税されない者が大多数を占めることに鑑みれば、相続時精算課税制度の導入により国民の多くの者については資産移転時期の中立性が保たれているといえるかもしれない。しかし、相続時精算課税制度の立法趣旨に照らせば、相続税が課税されるであろう多額の資産を持つ者にこそ資産移転時期の中立性を保つことが重要であると思われるのだが、現行の相続時精算課税制度ではその要請に十分に応えられていない状況にある。

そこで、以上のような資産移転時期に対する税制の中立性という観点から、相続時精算課税制度の問題点を指摘しつつ、主要諸外国にみる相続・贈与税制度を考察することで、現代日本に適した同税制の在り方について検討したい。

単純に相続税・贈与税が無くなれば次世代への資産移転が促され経済社会の活性化は図られるだろう。しかし、それでは次世代への富の分配が世襲化され、階層の固定化をより一層進行させてしまうことになるということは目に見えて明らかである。相続税に本来期待される、上位収入階層からその他収入階層への富の再分配という機能を維持しつつ、現代日本の少子高齢化という社会的状況の要請に応えるためには、資産移転の円滑化を図り、若い世代に資産を早期に移転させることが重要である。

現代日本において、資産移転時期の選択に対して税制が中立性を維持する目的で相続税と贈与税の一生累積課税を導入するためには、相続時精算課税制度を基礎としつつも、選択制である同制度を廃止して、贈与者課税である相続税と受贈者課税である贈与税とを併存させることが望ましい相続・贈与税制ではないかということを提言することとしたい。

第一章 相続税・贈与税の沿革

本章では、相続税及び贈与税の課税根拠、課税方式、現在に至るまでの相続税制度の沿革を確認していく。相続税の導入から現在に至るまで様々な制度改正を経てきた相続税及び贈与税であるが、その時々々の制度改正を取り巻く状況や背景等を詳しくみてみることで、本論文を進めていく上での基礎としたい。

第一節 課税根拠

1. 相続税

相続税の課税根拠については、多くの考え方があり。明治38年(1905年)における日本の相続税創設時の立法の根拠としては、学説として様々な説があったようであるが、相続という偶発的事実により財産を取得した者の担税力の増加に応じた偶然所得課税説と採るのが有力である¹。偶然所得課税説とは、相続財産の取得という事実に着目し、それを相続による偶然所得の発生ととらえ、その所得(財産)に対し、負担能力に応じて課税を行おうとするものとされる²。

詳しくは第二節、第三節で後述するが、昭和33年に現行日本の相続税の課税方式である法定相続分課税方式へと変更される大きな税制改正がなされたのだが、それに係る税制特別調査会による昭和32年12月の「相続税制改正に関する税制特別調査会答申」(以下「昭和32年答申」という。)では、相続税課税の理論的根拠として、「相続により被相続人から相続人に移転する財産については相続税を課することは、主要な近代国家では一般に受け入れられているところであり、したがって相続税は各国いずれも租税体系の一環をなしているが、相続税課税の理論的根拠については一致した見解がなく、種々の議論がなされている。すなわち相続税の課税については、相続人の不労財産取得による偶然の増富に対してその一部を課徴するものであり、また、巨額の財産を相続した者としかざる者との間の負担の権衡又は富の過度の集中を抑制する等の社会政策的な意味をもつものであるなど、種々の理由づけがなされている。」と述べた上で、次のように相続税の課税標準に応じてその課税根拠を示している。

【被相続人の遺産額を課税標準として課税する相続税の理論的根拠】

- ① 被相続人の遺産に対してその額に応じ累進税率で課することにより富の集中を抑制

するという社会政策的な意味を有するものである。このような考え方を押し進めたものとして個人が生存中富の蓄積できるのは、その人のすぐれた経済的な手腕に対して社会から財産の管理運用を信託されたことの結果とみることができるのであるが、その相続人は被相続人と同様にすぐれた経済的な手腕を有するとは限らないから、相続の開始により被相続人から相続人に対して財産が移転する際に被相続人の遺産の一部は、当然社会に返還されるべきであるとするものもある。

- ② 人の死亡及び相続という事実は、被相続人が生前において受けた社会及び経済上の各種の要請に基づく税制上の特典その他租税の回避等により蓄積した財産を把握し課税する最もよい機会であり、この機会にいわば所得税あるいは財産税の後払いとして課税するには、遺産額を課税標準とすることが当然の帰結となるものである。

【相続人が取得した財産の価額を課税標準として課税する相続税の理論的根拠】

- ③ 遺産取得に対する課税は、遺産の偶然の帰属による不労所得に対する課税であるとするものである。そして、それは遺産の取得に対する特殊の形態の所得税であると説明されている。
- ④ 大資産の取得に重い税を課することにより、社会政策的な観点から重要な意義があるものとして位置付けられている。すべての個人は経済的に機会均等であることが望ましく、このような観点から、個人が財産を相続等により無償取得した場合に、その取得財産の一部を課徴するのが適当とするものである。

これを端的にまとめると、被相続人の遺産額を課税標準として課税する相続税（遺産税方式）の理論的根拠は、①富の集中抑制効果、②被相続人の生前所得の清算課税（所得税補完機能）であり、相続人が取得した財産の価額を課税標準として課税する相続税（遺産取得税方式）の理論的根拠は、③偶然所得課税、④富の再分配、ということである。

また、21世紀にふさわしい税制を展望したものとして、平成12年度の税制調査会答申「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」では、「相続を契機とした財産移転に対する相続課税の課税根拠については、遺産課税方式を採るか遺産取得課税方式を採るかにより位置付けは若干異なる面はありますが、基本的には、遺産の取得(無償の財産取得)に担税力を見出して課税するもので、所得の稼得に対して課される個人所得課税を補完するものと考えられます。その際、累進税率を適用することにより、富の再分配を図るという役割を果たしています。また、相続課税を、被相続人の生前所得について清算課税を行うものと位置付ける考え方もあります。これは、相続課税が、経済社会上の各種の

要請に基づく税制上の特典や租税回避などによって結果として軽減された被相続人の個人所得課税負担を精算する役割を果たしている面があるというものです。さらに、公的な社会保障が充実してきている中で、老後扶養が社会化されることによって次世代に引き継がれる資産が従来ほど減少しない分、資産の引継ぎの社会化を図っていくことが適当であるとの観点から、相続課税の役割が一層重要になってきているとする議論もあります。」と述べている。このことから挙げられる相続税の課税根拠としては、遺産の取得による担税力、富の再分配、被相続人の生前所得の清算課税、資産の引継ぎの社会化、などである。

以上のことから、相続税の課税根拠としては、(1)偶然所得課税（遺産の取得による担税力）、(2)富の集中抑制・再分配、(3)被相続人の生前所得の清算課税、(4)資産の引継ぎの社会化、が主であるといえる。

2. 贈与税

贈与税の課税根拠については、昭和 32 年答申において、「相続税の負担は、生前に財産を贈与することにより容易に回避できることとなるので、この生前中の贈与に対し何らかの税を課することにより負担の適正を図ることが必要である。」と述べている。また、平成 12 年度の税制調査会答申「わが国税制の現状と課題－21 世紀に向けた国民の参加と選択－」では、「個人から贈与（遺贈、死因贈与以外）により財産を取得した者に対しては、その取得財産の価額を課税価格として、贈与税が課されます。贈与税は、相続課税の存在を前提に、生前贈与による相続課税の回避を防止するという意味で、相続課税を補完するという役割を果たしています。また、相続課税と同様、贈与という無償の財産取得に担税力を見出して課税するという位置付けもあります。」と、同じような内容を述べている。

以上のことから、贈与税の課税根拠としては、(1)相続税の補完、(2)財産の取得による担税力（所得税の補完）、が主であるといえる。

第二節 課税方式の種類

相続税及び贈与税の課税方式は主として以下のような類型があり、それぞれ異なる特徴を有する。

第一項 相続税

1. 遺産税方式

財産を遺すという形で富を処分することに対する課税であり、被相続人の遺産それ自体に対して課税するという考え方をとるため、相続人の数、遺産の分割等に関係なく税額が決まることになり、その性質上、基本的には贈与者（相続人）課税となる。つまり、被相続人に帰属していた分割前の遺産全体を対象として課税し、税引き後の遺産が相続人に帰属することとなる³。

遺産税方式の主な特徴としては以下のものがある⁴。

【長所】

- ①遺産そのものを課税標準とするため、遺産分割に関係なく税額が確定することから、遺産の仮装分割による不当な税負担の軽減を生じさせない。
- ②遺産分割の状況を確認すること等の実務上の繁雑さが伴わないため、税務行政執行が比較的容易である。

【短所】

- ①各相続人が取得した遺産に関係なく課税が行われるため、各相続人の担税力に応じた公平課税の要請に反することとなる。
- ②生前に稼得した財産が同一であっても、それを蓄積している場合と、消費してしまっている場合とで不公平な税負担が生じてしまう。

【相続税の課税根拠との関係性】

被相続人の一生涯の財産を清算する課税であることが明確であり、また、死亡の際にその者の資産を社会に引き継がせるという課税根拠にも適合する。一方で、相続税額が相続人の数や遺産分割の程度には関係なく決まることから、その点では遺産分割の促進にはならず、富の再分配の効果は薄れることとなる。

2. 遺産取得税方式

富を取得したことに対する課税であり、遺産を取得した者の取得財産に対して課税するという考え方をとる。各相続人が現実に取得した財産の大きさに応じて各人ごとに税額が決まることになり、その性質上、基本的には受贈者（相続人）課税となる。つまり、被相続人に帰属していた遺産が分割され、各相続人に帰属されることとなった財産に課税されることになる。

遺産取得税方式の特徴としては以下のものがある⁵。

【長所】

- ①取得した遺産に対して課税が行われるため、取得した遺産の大小に応じた各相続人の担税力に即した課税ができることから、税負担上公平な課税を行うことができる。
- ②遺産が分割して相続されるほど累進課税の上では全体の税負担が少なくなるため、遺産分割を促進することができる。

【短所】

- ①遺産の仮装分割を行うなど不当な税負担の軽減が図られやすい。
- ②遺産税方式に比べると遺産分割の状況を確認すること等の実務上の繁雑さが伴い、適正な税務の執行が比較的困難である。
- ③中小企業用資産や農業用資産のような分割困難な遺産がある場合には、一般の場合に比して相対的に税負担が重くなる。

【相続税の課税根拠との関係性】

偶然所得課税（遺産の取得による担税力）という課税根拠に適合し、また、遺産の分割を促進することが期待できるため、富の集中抑制・再分配の機能の効果が大きく表れることとなる。

3. 法定相続分課税方式

昭和33年に採用され現在に至るまで続いている日本における現行の相続税の課税方式である。その計算方法は、被相続人の遺産総額を民法所定の相続人の数と法定相続分という客観的な計数により遺産分割がなされたものと仮定して相続税額の総額を計算し、その総額を実際の遺産取得分に按分して課税する、というものである。この計算方法からも分かるように、法定相続分課税による遺産取得税方式という、言わば遺産税方式と遺産取得税方式の折衷的制度となっており、この法定相続分課税方式は国際的にみて異色の内容である⁶。

法定相続分課税方式の主な特徴としては以下のものがある⁷。

【長所】

- ①遺産取得税方式においては、遺産分割の過程により相続税負担に大きな差異を生ずることから、仮装分割等の事実と異なるような申告が行われ相続税負担に不公平をきたしていることが相当多く見受けられた。また、遺産を分割することが困難な農業用資産や中小企業用資産等の場合には、単独または少数の相続人によって相続されることにより

その税負担が相対的に重くなる。法定相続分課税方式では遺産分割如何で相続税総額が変わることがないため、遺産取得税方式によるこれらの弊害を除去しつつも、遺産取得税方式の長所である各相続人の担税力に即した税負担上公平な課税を行うことが期待できる。

②遺産取得税方式の形式をとりながらも、遺産分割の状況を確認すること等の実務上の繁雑さが解消され、税務行政執行が比較的容易である。

【短所】

①実際の遺産取得に関わりなく民法所定の相続人の数により遺産に係る基礎控除を認めるため、税負担の軽減のみを目的とする養子縁組のような問題が生ずる⁸。

②実際の遺産分割に関係なく遺産総額により相続税総額が計算されるため、いったん分割した後で新たに遺産が発見された場合、遺産額全体が変わるので新たに遺産を取得しない相続人の相続税負担も上昇することになる⁹。

【相続税の課税根拠との関係性】

法定相続分課税方式は、遺産取得税方式にその方式による短所に対応するために遺産税的要素を組み入れたものである。したがって、相続税の課税根拠との関係性においては、程度の差はあれども遺産取得税方式のそれとほとんど同じであるといえる。

第二項 贈与税

1. 一生累積課税方式

相続・遺贈・贈与等による財産移転についてそれらを累積し、一生を通じて一つの基礎控除および税率を適用して課税を行うものである¹⁰。そのため、生前贈与が分割して行われた場合に、基礎控除や段階税率の低い部分が繰り返し利用されることが防止されるため¹¹、いつどのような形で財産が移転したとしても合計税負担額に差が生じないことになり、理論上は、資産移転のタイミングに対して税制が中立性・公平性を確保することが可能である¹²。

2. 一定期間累積課税方式

相続発生前の一定期間における生前贈与と相続とを累積して課税を行うもの、及び一定期間にわたる贈与を累積して課税を行うものである¹³。

一生累積課税は、理論上は優れていても、生涯にわたる生前贈与の記録を長期間管理しなければならない等の税務執行上の問題が大きいものであった¹⁴。その点、一定期間累積課税は資産移転のタイミングに対する税制の中立性・公平性をある程度確保しながら、その執行可能性を考慮したものであるといえる¹⁵。

3. 暦年課税方式

日本の贈与税の現行課税方法であり、一暦年間の贈与を合計してその暦年毎に課税を行うものである¹⁶。上記の累積課税の方法によらずに相続の都度相続税の課税価格を計算することとなると、生前贈与を行うことにより容易にその相続税の課税価格を軽減することができてしまう。それを防止するために一暦年間の贈与を合計して贈与税の課税価格とし、また、相続税の課税価格の軽減防止という性格上、暦年贈与による税負担は相続による税負担に比して重いものとなっている¹⁷。

累積課税に比べると、上述のような税務執行上の問題は少なく、執行可能性の面からは最も優れたものであるが、相続と贈与とでその課税方法が異なるため、資産移転のタイミングに対する税制の中立性・公平性は確保できないものであるといえる。

第三節 日本における相続税・贈与税の沿革

相続税の導入から現在に至るまで様々な制度改正を経てきた相続税及び贈与税であるが、ここでは相続税の課税方式及び贈与税と相続税との関係に主眼を置いてその沿革を概観していく。

第一項 相続税の課税方式

1. 明治 38 年(1905 年)～昭和 24 年(1949 年)

相続税は明治 38(1905)年に日露戦争の戦費調達のために創設され、その創設当初から昭和 24 年までは遺産税方式による課税が行われた。第一節で述べたように、相続税創設時の立法の根拠としては偶然所得課税説と採るのが有力であり、その課税根拠に基づくのであれば遺産取得税方式を採用するのが理論上適当であるはずである。しかし、納税者に対して不便や苦痛を与えない限りは、立法上では、租税徴収上の便宜から遺産税方式を採用し

でも良いという考えのもとに遺産税方式が採用されたようである¹⁸。

この時期の相続税制は、当時の旧憲法のもとにおける民法上のいわゆる家制度に即応して、家督相続と遺産相続とに分けられており、家督相続と遺産相続とで相続税の税率その他で負担の差等が設けられたものであった。相続人と被相続人との親疎の別に応じて、親等の近い相続人には軽い税率を、親等の遠い相続人には重い税率が課せられる。そして家督相続には軽い税率を適用し、逆に、遺産相続には重い税率を適用することで家督相続を優遇し、家制度を保護するように規定されていた。

また、遺産税方式そのものは変わらないが、昭和 22 年には、憲法改正により家督相続が廃止されたことに伴って、相続税法も遺産相続に対する課税に一本化されることになり、相続人と被相続人との親疎の別に応じた差別税率で課税されることとなった。さらに、同年において所得税、法人税の申告納税制度の採用とともに相続税も申告納税制度が採用された。

2. 昭和 25 年(1950 年)～昭和 32 年(1957 年)

シャープ勧告に基づく税制改正が行われ、昭和 25 年より相続税の課税方式はそれまでの遺産税方式を廃して遺産取得税方式が採用されることとなった。しかし、その遺産取得税方式による相続税課税も昭和 32 年までとなっており、短い期間でその課税方式は変更されることとなる。

シャープ勧告により遺産取得税方式へと改正されることとなった主な理由としては、遺産取得者の担税力に応じて税負担が公平であること、また、遺産分割を促進し不当な富の集中を抑制することにより公正な富の再分配が行われること、が挙げられる。さらには、家督相続が廃止された新憲法のもとにおいては通常遺産が数人の相続人に分割相続されるという点で、遺産の額に関係なく実際に取得した財産の大きさに応じて各人ごとに税額が決まる遺産取得税方式の方がこれに即応しているものであった。

昭和 25 年のその改正当初は、贈与税も相続税に吸収され、相続・遺贈又は贈与による財産の取得者に対しその一生を通ずる取得財産の累積額を課税標準とする遺産取得税方式が採用されたが、一生累積課税方式が税務執行面で多くの困難にあったために昭和 28 年の税制改正により再び相続税と贈与税の二本立てに戻されることになった。これにより昭和 28 年からの相続税は、遺産取得税方式に変わりはないが、相続及び包括遺贈により取得した財産についてはその都度課税されるものへと改められた。

3. 昭和 33 年(1958 年)～現在

昭和 33 年において相続税の課税方式は法定相続分遺産取得税方式（法定相続分課税方式による遺産取得税方式）へと改正され、現在へと至っている。

昭和 32 年答申では、当時の遺産取得税方式には様々な欠陥があると指摘している。その主なものとして、当時の日本の財産相続の現状では遺産分割の習慣が徹底されていないこと、また、遺産分割の状況を確認することが税務執行上きわめて困難であることと、遺産分割の過程により相続税負担に大きな差異を生ずるという遺産取得税の性質から、遺産の仮装分割のような事実と異なる申告が行われ、相続税の負担に不公平をきたしてしまうことが相当多く見受けられてしまったこと、さらに、遺産を分割することが困難な農業用資産や中小企業用資産その他の資産を相続した場合には、その財産が分割困難なため単独または少数の相続人によって相続されることと相まって、その負担が相対的に重いものになってしまうこと、というような指摘がなされている。

そこで、昭和 33 年の改正において、税負担が遺産取得者の担税力に応じて公平であり、遺産分割を促進し不当な富の集中を抑制することにより公正な富の再分配を行うことができる遺産取得税方式の建前を維持しつつも、上記の昭和 32 年答申で指摘されているような欠陥に対応するために、すべての相続人が納める相続税の総額が被相続人の遺産総額と法定相続分という客観的な計数により決定される法定相続分遺産取得税方式（法定相続分課税方式による遺産取得税方式）へと改められることとなった。

その後、平成 28 年現在に至るまでの約 60 年間で様々な税制改正が行われてきたが、昭和 33 年に採用された相続税の課税方式である法定相続分遺産取得税方式は変わらず維持されている。

第二項 贈与税と相続税の関係

1. 昭和 22 年(1947 年)～昭和 24 年(1949 年)

相続税が明治 38(1905)年に創設された一方で、贈与税は昭和 22 年に新設された。これは相続税制が家督相続と遺産相続とに分けられていたものが、昭和 22 年の憲法改正に伴って遺産相続に対する課税に一本化されたことによるものである。つまり、遺産税方式により遺産に対して相続税が課せられるとした場合に、生前贈与を行うことで容易に相続課税を回

避することが可能となるため、生前贈与に対して贈与税を課税することによってその相続税回避を未然に防止しようとするものである。言い換えれば、贈与税は相続税を補完する役割をもって創設された。

贈与税が創設された昭和 22 年当時の相続税は遺産税方式によりその遺産に対して課税されていたため、贈与税創設当初は財産の贈与者に対して贈与税が課される贈与者課税の方法が採られており、また、一生を通じての累積課税制度であった。

2. 昭和 25 年(1950 年)～昭和 27 年(1952 年)

シャープ勧告に基づく税制改正が行われ、昭和 25 年より相続税の課税方式はそれまでの遺産税方式を廃して遺産取得税方式が採用されることとなった。そして、その遺産取得税方式が相続・遺贈又は贈与による財産の取得者に対しその一生を通ずる取得財産の累積額を課税標準とする理論的に徹底した取得者課税の方法であったことに伴って、贈与税も相続税に吸収統合され、独立した税目としての贈与税は昭和 25 年の改正で廃止された。

3. 昭和 28 年(1953 年)～昭和 32 年(1957 年)

シャープ勧告を基に採用された財産取得者に対する一生累積課税の方法は理論的には優れていたものであったが、その税務執行の面からも、また、納税者側からも、記録の保存や調査等の実務上の困難な点が多いものであった。これを受けて、昭和 28 年の改正により財産取得者に対する一生累積課税は廃止されることとなり、再び相続税とそれを補完するための贈与税との二本立てに戻されることとなった。

昭和 28 年から再び設けられた贈与税は、原則一暦年中に贈与及び特定遺贈により取得した財産を合算してその財産取得者に対する受贈者課税とされた。また、相続税の補完という観点から、贈与税の税率は相続税の税率よりも高く設定されていたが、相続開始前二年以内に被相続人から贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格とみなして相続税額を計算することとされ、この場合、当該贈与につき課された贈与税を控除した金額をもって、その者の納付すべき相続税額とされた。

つまり、昭和 28 年より再び創設された贈与税は、原則暦年課税であるが相続開始前二年間は相続税と贈与税とを統合して累積課税する取得者課税の方法が採用されていた。

4. 昭和 33 年(1958 年)～昭和 49 年(1974 年)

昭和 33 年の改正において、相続開始前の累積課税の期間が、これまでの二年間から三年間に拡大された。さらに、贈与税は原則暦年課税であることから計画的に分割贈与することが考えられたので、同一人からの三年以内の贈与財産はこれを累積して贈与税を課するという、贈与税においても三年間の累積課税制度が採用された。

つまり、昭和 33 年より贈与税は、原則暦年課税に変わりはないが同一人からの贈与につき三年間の累積課税とされ、さらに、相続開始前三年間は相続税と贈与税とを統合して累積課税する取得者課税の方法が採用されていた。

5. 昭和 50 年(1975 年)～平成 14 年(2002 年)

昭和 50 年の改正により同一人からの贈与による三年間の累積課税制度は税額計算の簡素化を図る目的から廃止され、原則暦年課税で相続開始前三年間は相続税と贈与税とを統合して累積課税する取得者課税の方法にもどされる形となった。

6. 平成 15 年(2003 年)～現在

平成 15 年の改正により、資産移転時期の選択に対する税制の中立性を確保し、高齢者の保有する資産の次世代への移転を促進させる目的で、生前贈与の相続時精算課税制度が新設された。詳しくは第二章で後述していくが、この制度は、受贈者の選択により、原則暦年課税である贈与税制度に代えて、特定の親族間の資産移転についてその贈与時には贈与財産に低い税率で贈与税を課しておき、その後の相続時にその贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に計算した相続税額から、上の贈与税額を控除することにより、贈与税と相続税を通じた納税を可能とする制度である。

この制度の新設により、平成 15 年より贈与税は、原則暦年課税で相続開始前三年間は相続税と贈与税とを統合して累積課税する取得者課税の方法が基本ではあるが、受贈者の選択により、暦年課税に代えて、相続税と贈与税とを一体化して課税する一生累積課税の方法を採用することができることとなった。

第二章 日本における相続税・贈与税の一体化の現状

平成 15 年に導入された相続時精算課税制度は、資産移転時期の選択に対して税制が中立性を維持することを目的として、相続税と贈与税の一体化を図るために納税者の選択制で導入されたものである。本章では、相続時精算課税制度を概観し、その問題点等を考察することで、第四章における資産移転時期の中立性に対する相続税制の在り方についての提言のための材料としたい。

第一節 相続時精算課税制度の概要

第一項 導入の背景及び目的

平成 14 年 6 月 14 日付の税制調査会「あるべき税制の構築に向けた基本方針」によれば、相続課税を取り巻く環境が次のように変化していると述べている。

- (1) 経済のストック化の進展により、今後、相続による資産移転の増加が見込まれること
- (2) 社会保障の充実により老後扶養における公的な負担の役割が高まっていることから、相続時に残された個人資産については、その一部を社会へ還元する必要があると考えられること
- (3) 高齢化の進展により、相続による財産取得が相続人のライフサイクルのより後半にシフトしていく結果、相続財産が相続人の経済的基盤を形成する意味合いが相対的に薄れつつあること

以上のような背景のもと、「暦年で単一年の課税であるわが国の贈与税においては、相続税の課税回避を防止する観点から税負担は比較的高い水準に設定されている。高齢化の進展に伴って相続による次世代への資産移転の時期がより後半にシフトしていることから、資産移転の時期の選択に対する中立性を確保することが重要となってきた。高齢者の保有する資産（金融資産のみならず住宅等の実物資産も含む）が現在より早い時期に次世代に移転するようになれば、その有効活用を通じて経済社会の活性化に資するといった点も期待されよう。このような観点から、相続税・贈与税の調整のあり方（生前贈与の円滑化）を検討すべきである。」としている。

その結果、平成 15 年度の税制改正において、従来の相続税と贈与税との関係を大きく見

直す抜本的改革と位置付けられるものとして相続時精算課税制度が新たに導入された。これは、「高齢化の進展に伴って、相続による次世代への資産移転の時期が従来より大幅に遅れてきている。また、高齢者の保有する資産（住宅等の実物資産も含む）の有効活用を通じて経済社会の活性化にも資するといった社会的要請もある。かかる状況の下、相続税・贈与税の改革については、生前贈与の円滑化に資するため、生前贈与と相続との間で資産移転の時期の選択に対して税制の中立性を確保することが重要となってきた。こうした状況を踏まえ」¹⁹で導入されたものであった。

実際に日本の平均寿命は平成 27 年の時点で、男は 80.79 年、女は 87.05 年であり、世界でもトップクラスの長さである。また、平均寿命の年次推移を見ても、シャープ勧告による相続税の大規模な税制改正があった昭和 25 年頃から平成 27 年までの間にその平均寿命は 20 年以上も伸びている²⁰。さらに、現代日本においては 60 歳以上の高齢者に資産が集中している傾向にあることから²¹、相続により財産を取得する相続人もまた、すでに経済的基盤が出来上がっている高齢者であるといういわゆる老老相続が進展していることは明らかである。

今後も少子高齢化がさらに進んでいくであろうわが国において、相続及び生前贈与という財産の移転時期に対して税制が中立性を保つことで、高齢者の保有する資産を若年層へと円滑に移転させることは喫緊の課題であり、そのために平成 15 年に新たに相続時精算課税制度が新設され、選択制ではあるものの一生累積課税方式が導入されたことは現代日本の社会・経済的背景に即した重要な税制改正であったといえる。

第二項 制度の概要

平成 14 年 11 月 19 日付の税制調査会「平成 15 年度における税制改革についての答申—あるべき税制の構築に向けて—」によれば、相続時点でなければ各相続人別の正確な相続税額は確定しないというわが国の相続税制度の特徴（遺産取得課税方式と遺産課税方式のいわゆる併用方式）を踏まえ、この一体化措置は、相続時の累積課税方式とすることが適当であり、相続時精算課税制度（仮称）として具体化を図ることとされたものであるが、実際にはどのような制度なのか、その概要をみていきたい。

1. 相続時精算課税制度の概要

生前贈与について、受贈者の選択により、通常の贈与税制度（基礎控除額 110 万円による暦年課税）に代えて、贈与時に贈与財産に低い税率で贈与税を課しておき、その後の相続時にその贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に計算した相続税額から、既に支払ったその贈与税額を控除することにより、贈与税と相続税を通じた納税を可能とする制度である²²。

2. 適用対象者

相続時精算課税制度の適用対象者となる贈与者は、65 歳以上の親、受贈者は 20 歳以上の推定相続人（贈与者の直系卑属）である。ただし、贈与者については、平成 25 年度の改正により、平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与につき、その年齢要件が 60 歳以上に引き下げられた（相続税法 21 条の 9）。また、受贈者についても、平成 26 年度の改正で租税特別措置法により、平成 27 年 1 月 1 日以後に贈与により財産を取得した者が、その贈与した者の孫（その年の 1 月 1 日において 20 歳以上である者に限る）であり、かつその贈与をした者がその年の 1 月 1 日において 60 歳以上の者である場合には、その贈与により財産を取得した者については、同制度の適用を選択できることとされた（措法 70 条の 2 の 2）。

3. 選択

相続時精算課税制度の選択を行おうとする受贈者（子・孫等）は、その選択に係る最初の贈与を受けた年の翌年 2 月 1 日から 3 月 15 日までの間に所轄税務署長に対してその旨の届出を贈与税の申告書に添付して提出しなければならない（相法 21 条の 9 の 2）。この選択は、受贈者である子・孫等がそれぞれ別々に贈与者である父・母等ごとに行うことが可能であるが、一度選択すると通常の贈与税制度（基礎控除額 110 万円による暦年課税）に戻すことは出来ないこととされている（相法 21 条の 9 の 6）。また、その贈与財産の種類及び金額並びに贈与回数についての制限は設けられていない。

4. 贈与時の税額計算

相続時精算課税制度を選択した受贈者（以下「相続時精算課税適用者」という。）は、同制度に係る贈与者（以下「特定贈与者」という。）ごとに、その贈与を毎年ひとまとめにして申告を行い、他の贈与財産と区別して、その特定贈与者からの贈与財産の価額の合計額を基に計算した贈与税を納付しなければならない。

この贈与税の額は、その選択した年以後については、通常の贈与税の基礎控除額 110 万円を控除せず、特定贈与者ごとに、上記の贈与財産の価額の合計額から、複数年にわたり利用できる非課税枠 2,500 万円（特別控除額）を控除した後の金額に一律 20%の税率を乗じて算出する（相法 21 条の 10～13）。つまり、単独年であるか複数年であるかに係わらず、特定贈与者ごとに 2,500 万円までの贈与について贈与税は課税されず、2,500 万円を超えてはじめて、その超えた価額に 20%の税率による贈与税が課されることとなる²³。

一方で、相続時精算課税適用者が、特定贈与者以外の者から贈与を受けた場合には、通常の贈与税制度により、その贈与財産の価額の合計額から基礎控除額 110 万円を控除した後の金額に通常の贈与税の税率を適用して、その贈与税額を算出する。つまり、相続時精算課税適用者については、通常の暦年課税制度による贈与税と相続時精算課税制度による贈与税とを同時並行的にそれぞれ別々に申告・納税する場面が出てくることもある。

5. 相続時の税額計算

相続時精算課税制度を選択した受贈者は、本制度に係る贈与者が死亡した場合にはその相続時に、それまでの贈与財産と相続財産とを合算して現行と同様の課税方式（法定相続分遺産取得税方式）により計算した相続税額から、既に支払った本制度にかかる贈与税相当額を控除（相法 21 条の 14～15）し、相続税額から控除しきれない金額がある場合には、本制度にかかる贈与税の還付を受けることができる（相法 33 条の 2）。この相続税額の計算をする際に、相続財産と合算する贈与財産の価額はその贈与時の時価である（相法 21 条の 16 の 3）。

第二節 相続時精算課税制度の問題点

相続時精算課税制度が導入されてから 10 余年経過しているが、同制度を巡っては、その導入前から様々な問題点が指摘されてきた。例えば、連帯納付に関する問題や、贈与時から相当期間経過後に納付税額が確定することにより生ずる担税力の問題、さらには相続時精算課税適用者が特定贈与者より先に死亡した場合における同一財産の二回課税の問題などがある²⁴。この節では、資産移転時期の中立性の観点から、相続時精算課税制度を選択することによってその課税価格に影響を及ぼすことになるものに主眼を置き、それらに係る問題点を中心に掘り下げることとする。

(1) 物価変動の問題

相続時精算課税制度の大きな特徴の一つとして、同制度に係る相続税の課税価格に加算される生前贈与財産の価額が、相続時の価額でなく、過去における贈与時の価額ということが挙げられる。したがって、相続の開始時において贈与財産の価額が贈与時より上がっていればその相続税負担は軽くなり、逆に贈与時より下がっているとその相続税負担は重くなることになる。言い換えれば、同制度を選択して株式や社債といった価格変動の著しい有価証券などの資産を生前贈与し、その後に企業の倒産等により相続時の評価額がなくなった場合においても、その生前贈与時の価額が相続税の課税価格に加算されてしまうということである。つまり、相続時においてその資産価値がゼロ、若しくは相続により新たに取得した財産が無かったとしても相続税が生ずる可能性があり、納税者の担税力という観点から大きな問題が出てくる危険性を孕んでいる。

同制度は、現行において、贈与者は60歳以上の親等に限定されており、日本の平均寿命は一節で述べたとおり世界でもトップクラスの長さであることから、生前贈与時から相続時まで相当な期間経過することが予測される。このことはつまり、その相続時までの相当期間中の物価変動を予測して同制度を選択しなければならないということである。

同制度を選択し生前贈与により資産移転を行った場合と、生前贈与を行わずに相続により資産移転を行った場合とで、その相続税の課税価格に大きな差が生じる可能性があるとするれば、資産の移転時期に対して税制が中立性を確保しているとは言い難いだろう。

(2) 租税特別措置法 69 条の 4 (小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例)との関係

租税特別措置法 69 条の 4 は、個人が、相続又は遺贈により取得した財産のうち、その相続の開始の直前において被相続人等の事業の用に供されていた宅地等又は被相続人等の居住の用に供されていた宅地等のうち、一定の選択をしたもので限度面積までの部分（以下「小規模宅地等」という。）については、相続税の課税価格に参入すべき価額に計算上、一定の割合を減額する特例である。しかし、相続時精算課税に係る贈与により取得した宅地等については、この特例の適用を受けることができないこととされている（措法 69 条の 4 の 1）。

その課税価格から減額される割合は、特定事業用宅地等については 400 m²まで 80%、特

定居住宅地等については330㎡まで80%、これらに該当しなかった宅地等については200㎡まで50%となっており、相続税の課税価格に及ぼす影響はとて大きなものである。つまり、これらの資産を相続時精算課税の対象として生前贈与により移転させることは、相続により資産移転する場合に比べて、その税額面で著しく不利になるということである。また、相続財産の種類において土地が占める割合がかなり大きいことから²⁵、小規模宅地等の特例は相続税に広くその効果を及ぼすものであることが分かる。

本特例の対象となる小規模宅地等については、その資産の移転が生前贈与か相続かによって納税額が大幅に変わるため、本特例の取扱いは資産移転時期に対する税制の中立性の観点からすれば問題があるように思われる。

(3) 贈与税の暦年課税制度との関係

相続時精算課税適用者は一度提出した選択適用のための届出書を撤回することができないこととされている。つまり、相続時精算課税制度を一度選択すると、その選択に係る特定贈与者からの贈与については従来の暦年課税方式には戻せないこととなる。

従来の生前贈与であれば、暦年を単位として110万円の基礎控除と超過累進税率により課税し、その贈与が贈与者の相続開始前3年以内の贈与に該当する場合には相続税の課税価格に加算して相続税を計算することから、暦年でその110万円の基礎控除以下の贈与であれば申告も納税も不要であった。しかし、相続時精算課税制度選択届出書の届出をした年分以降は、通常必要と認められるような生活費等の一部の非課税財産を除いたすべての贈与について申告することとなっている。特定贈与者からの贈与についてはどんなに少額なものであっても申告をしなければならないという手続上の煩雑さも去ることながら²⁶、注意したいのは、従来の暦年課税方式と相続時精算課税方式との基礎控除（非課税枠）に関する根本的な違いである。

相続時精算課税制度に係る贈与税の額は、その選択した年以後については、通常の贈与税の基礎控除額110万円を控除せず、特定贈与者ごとに贈与財産の価額の合計額から、複数年にわたり利用できる非課税枠2,500万円（特別控除額）を控除して計算するため、単独年であるか複数年であるかに係わらず、特定贈与者ごとに2,500万円までの生前贈与について確かに贈与税は課税されない。しかし、「本制度の本質は、一定の要件を満たす贈与を贈与税から相続税の対象に移したことにあり、本制度における贈与税は実質的には相続税の予納に他ならない」という指摘もあるように²⁷、この非課税枠2,500万円は相続税につい

では何も反映されないため、結果的には贈与時の税負担がわずか若しくはゼロであっても、後々の相続税ではその非課税枠分も取り戻されて課税されることになる。つまり、本制度における特別控除とは名ばかりで、その控除額が大きくとも実際的には相続時までその課税を繰り延べているだけに過ぎないものである。

一方で、通常の贈与については、相続開始前三年以内の贈与については相続税の課税価格に含まれることになるが、基本的には暦年課税方式における贈与税の基礎控除 110 万円は、後々の相続時に取り戻されて課税されるものではない。つまり、贈与税の暦年課税方式における基礎控除は、その控除額は比較的小さくとも、例えば暦年で 110 万円分贈与したとした場合には何らの税負担無しに相続財産から 110 万円分確実に控除されるのである。暦年で 110 万円と比較的小さい基礎控除ではあるが、相続まで相当期間あることが予測される高齢化社会においては、将来の相続時の課税価格に及ぼす影響は小さいものとはいえないだろう。

相続時精算課税制度を選択するという事は、相続時まで課税を繰り延べることによってその生前贈与時の税負担を軽減する代わりに、その選択した年分以降からその相続時までの期間の暦年控除額 110 万円を放棄するという事である。

資産移転時期に対する税制の中立性という観点からも、本制度の選択如何により暦年の基礎控除が相続時の課税価格に及ぼす影響は決して小さな問題ではないはずである。

第三節 相続時精算課税制度の実績

平成 15 年に導入された相続時精算課税制度は、資産移転時期の選択に対して税制が中立性を維持することにより、相続税と贈与税の一体化を図ることで生前贈与の円滑化に資するために、納税者の選択制で導入されたものである。

下の（表 1）は、国税庁統計年報書から直近平成 26 年分までの贈与税の課税件数を抜粋したものである。国税庁統計年報書によると、平成 15 年分の贈与税申告人員は 403,651 人であり、その内、相続時精算課税制度に係る申告人員は 78,202 人であった。その前年の平成 14 年分の贈与税申告人員は 360,594 人であり、また、平成 3 年分から平成 14 年分まで贈与税全体の申告人員は毎年前年割れしていたことを踏まえると、相続時精算課税制度の導入によりその贈与税の申告人員が前年よりも約 12%に当たる 43,057 人増加したことは、本制度が生前贈与の円滑化に一定の効力を示したと理解してよいだろう。

しかし、相続時精算課税制度の申告人員は平成 19 年分の 89,571 人をピークにして、その後は年々減少傾向にある。その理由としては、将来相続税の課税を受けることを十分認識していなかったが制度が浸透するに従って累積課税を理解するようになったこと、贈与時の評価額が将来に向かって値上がりする保証がないことから相続税の節税にならないこと²⁸、他にも、デフレ不況下で消費が冷え込んだのか、目的の生前贈与を完了したのか、特別控除額を使い切ったのかなどが考えられるが、論証できる確実な資料はないようである²⁹。

ところで、贈与税全体の申告人員を見てみると、相続時精算課税制度が導入された平成 15 年分以降横這いだったその申告人員が平成 18 年分から年々減少し、平成 23 年分以降からまた増加傾向にあることが分かる。この増加傾向に関しては、相続時精算課税制度の影響ではなく、租税特別措置法による贈与税の非課税措置が多分に影響を及ぼしているものと考えられる。具体的には、平成 24 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの間にその直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、住宅用家屋の新築、取得又は増改築等について一定の要件を満たす場合には、その贈与により取得をした住宅取得等資金のうち一定額については、贈与税の課税価格に算入しない（租法 70 条の 2）とするものや、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に、30 歳未満の個人が、その直系尊属から一定の教育資金の贈与を受けた場合には、1,500 万円までの金額が贈与税非課税とされる（租法 70 条の 2 の 2）ものなどが挙げられる。

〔贈与税の課税件数の推移〕

(表 1)

年分	件数 (件)	年分	件数 (件)	年分	件数 (件)
平成元	527,756	16	403,814	22	310,324
2	583,693	内 暦	322,282	内 暦	261,143
3	573,155	精	83,690	精	50,663
4	541,503	17	405,332	23	340,243
5	554,696	内 暦	325,925	内 暦	292,559
6	529,657	精	81,641	精	49,204
7	520,701	18	369,763	24	355,924
8	512,070	内 暦	287,992	内 暦	311,163
9	486,958	精	83,290	精	46,207
10	455,118	19	358,832	25	401,716
11	445,132	内 暦	270,857	内 暦	351,010
12	414,828	精	89,571	精	52,492
13	376,198	20	325,060	26	438,812
14	360,594	内 暦	252,403	内 暦	388,806
		精	74,138	精	50,006
15	403,651	21	310,944		
内 暦	327,144	内 暦	246,254		
精	78,202	精	66,505		

一方で、相続時精算課税制度を選択することにより資産移転時期の選択に対して税制が中立性を維持できるのは、財産が相続税の基礎控除以下と見込まれる階層だけであるとす
る指摘が数多くある³⁰。これについても、論証できる確実な資料はないようであるが、国税
庁統計年報書による直近平成26年分までの相続時精算課税制度に係る贈与税の課税状況の
推移をまとめたものが下の（表2）である。

〔課税状況の推移（相続時精算課税分）〕 (表2)

年 分	区 分	人 員 (人)	金 額 (百万円)
平成15年	取得財産価額(本年分)	78,202	1,161,273
	特 別 控 除 額	78,202	1,058,582
	特別控除後の課税価格	3,935	103,015
	贈 与 税 額	3,935	20,607
平成20年	取得財産価額(本年分)	74,138	934,425
	特 別 控 除 額	73,352	839,238
	特別控除後の課税価格	3,433	92,743
	贈 与 税 額	3,434	18,924
平成25年	取得財産価額(本年分)	52,492	634,487
	特 別 控 除 額	51,457	531,041
	特別控除後の課税価格	3,827	103,544
	贈 与 税 額	3,827	20,748
平成26年	取得財産価額(本年分)	50,006	608,930
	特 別 控 除 額	48,718	498,600
	特別控除後の課税価格	3,771	110,330
	贈 与 税 額	3,771	22,121

上の（表2）から分かるように、「取得財産価額」の人員のうち、「特別控除後の課税価格」
の人員が占める割合は、平成15年分と平成20年分でそれぞれ5%程度、平成25年分と平
成26年分でそれぞれ7%程度となっている。このことから実際に、相続時精算課税制度
による贈与税申告人員の大多数は2,500万円である特別控除額の範囲内の贈与であったと
いえるだろう。

これはつまり、生前贈与により財産移転がある場合と相続時に財産移転がある場合とで、
その財産移転により発生する税額に差が無いと見込まれるのであれば相続時精算課税制度
を比較的抵抗なく選択適用できるということであろう。言い換えれば、将来の相続時に
おいて相続税が発生し得る者については、相続時精算課税制度を選択することによって、財
産移転により発生する税額が生前贈与による場合と相続による場合とで異なってきてしま
うことに抵抗があり、相続時精算課税制度の選択適用を受けることに二の足を踏んでしま

う可能性があるということである。

死亡時において相続税が課税されない者が大多数を占めることに鑑みれば³¹、相続時精算課税制度の導入により国民の多くの者については資産移転時期の中立性が保たれているといえるかもしれない。しかし、高齢者の保有する資産（住宅等の実物資産も含む）の有効活用を通じて経済社会の活性化にも資するといった相続時精算課税制度の立法趣旨に照らせば、相続税が課税されるであろう多額の資産を持つ者にこそ資産移転時期の中立性を保つことが重要であると思われるのだが、相続時精算課税制度ではその要請に十分に答えられていない状況にあるのではないだろうか。

第三章 諸外国における相続税・贈与税の一体化

本章では、諸外国における累積課税制度を考察し、相続税と贈与税の一体化がどのように図られているのかを確認したい。

日本の現行相続税の課税方式は、第一章でも確認したように、法定相続分課税方式といういわば遺産税方式と遺産取得税方式の折衷である制度を採用している。この法定相続分課税方式は国際的にみて異色の内容であるため、わが国の課税方式に累積課税の導入を提言するにあたって、諸外国の累積課税制度を考察することは重要な要素になると考える。アメリカ及びイギリスなどでは遺産税方式が採用される一方、ドイツ及びフランスなどでは遺産取得税方式が採用されており、相続税と贈与税は統合されている。累積期間の違いはあるがいずれの国においても相続税と贈与税の累積課税がなされている。一方で、カナダ及びオーストラリアなど相続税を廃止する国もあり、そのような国が相続や贈与に対する租税の在り方をどの様に捉えているのか考察することも重要であると考えられる。

第一節 アメリカ<遺産税方式採用国>

1. 制度の概要

アメリカは、国家形態として連邦制を採用しており、連邦法と州法とがある。連邦法としては、相続税法にあたるものとして連邦遺産税及び連邦贈与税があり、その他に相続税を課す州もある。連邦遺産税と連邦贈与税は1976年の税制改正において統合され、両税とも、統一税率表、統一税額控除を共用し、遺産税の課税価格に1977年以降の各年の課税贈与額を加算して超過累進税率を適用し、これから過去の贈与税額及び諸控除を控除して遺産税額を算出する。よって、1977年以降の贈与については、一定の範囲で遺産税の課税ベースに算入されることとなった。

連邦遺産税は、遺産自体に対して、被相続人から相続人への遺産の世代間移転そのものを課税のきっかけとして課されるものであり、死亡の時点で財産を移転させるという「特権」に対する一種の個別消費税あるいは特権税であると解されている³²。遺産税は、被相続人の死亡により財産の所有権が移転する時点で課税され、被相続人が納税義務者となる。実際には、死亡した被相続人に代わり、遺言執行人又は遺産管理人が納税義務を負う。また、贈与税は、贈与により財産の所有権が移転する時点で課税され、贈与者が納税義務者

となる。

次に、連邦遺産税の歴史的な経緯をみると、アメリカにおいては、遺産税は実質的な税収確保というよりも、戦費調達のための臨時的な租税、富の再分配あるいは社会還元的手段としての租税という側面が強く、恒久的な税目と考えられるようになったのはそれほど古いことではない³³。連邦遺産税の基本的構造は、総遺産から各種控除対象のものを控除した残額が課税遺産を構成し、総遺産には、被相続人の死亡時点で保有する遺産以外に特に含まれるものとして、被相続人の遺産に対して支払われる生命保険金、保険証券を被相続人が保有している場合の相続人に支払われる生命保険金、被相続人の遺産又は相続人に対して支払われる一定の年金、被相続人の死亡前3年間に第三者に移転された一定の財産等がある。また、各種控除に特に含まれるものとしては、遺産から支弁された被相続人の葬式費用、被相続人が死亡の時点で負っていた債務、配偶者控除である。

アメリカの連邦遺産税の特徴は、それが連邦贈与税と一体的に制度化されているため、贈与税と共通した税額控除が認められていることである。これを統一税額控除といい、同一年度内においては、その税額の算定につき贈与税、遺産税の順に考慮される。この統一税額控除は、贈与税・遺産税における課税最低限の役割を担っており、移転者の生涯を通じて、算出税額が生じる都度順次充当され、その全額を使い切ると初めて納付すべき贈与税・遺産税が生ずることとなる。

1990年代後半から、アメリカ経済の好況により財政余剰となり、連邦遺産税の改革あるいは廃止が議論されるようになり、そこでは、所得税の補完的役割や富の再配分機能等により遺産税を支持する意見があった。他方で、小規模事業者及び農家等の流動性の低い資産を有する者に対する税負担の過重さ、制度の複雑さ及び効率の悪さを批判する意見もあった³⁴。

連邦遺産税は、2001年に成立した **Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001** により、2010年から廃止される予定であった。しかし、結局は2010年12月に成立した **Tax Relief, Unemployment Insurance Reauthorization, and Job Creation Act of 2010** によって、連邦遺産税はその後にも存続されることとなった。

2. 連邦遺産税の税額計算

連邦遺産税の計算に当たっては、まず、被相続人の遺産を死亡時における時価で評価して総遺産額を求める。その総遺産額から各種費用及び債務控除、災害損失控除、慈善寄付控

除、配偶者控除、州遺産税などの金額が差し引かれ、課税遺産額が計算される。これに、1977年以降に課税対象となった全ての贈与額を加算した額に統一税率表による超過累進税率を適用して税額を算出する。ここから、生前の課税贈与額に対する贈与税額の控除、統一税額控除、外国税額控除、相次相続税額控除がなされて、支払うべき遺産税額が算出される。

ここで差し引かれる贈与税額控除は、1977年以後に行われた贈与についてのみ累積して計算し、それ以前の贈与については含まれないため、被相続人が実際に支払った贈与税額とは必ずしも一致するわけではない。

3. 連邦贈与税の税額計算

連邦贈与税の計算に当っては、贈与者に暦年ごとに課税され、まず、贈与する財産を時価で評価して総贈与額を求める。その総贈与額から年間控除、教育及び医療費控除、慈善寄付控除、配偶者控除がなされ、当年度の課税贈与額を計算する。これに、前年度までの課税贈与額を加算した額に当年度の統一税率表を適用して、当年度までの累積贈与税額を算出する。ここから、前年度までに支払済みの贈与税額を控除し、さらに統一税額控除、外国税額控除がなされ、当年度に支払うべき贈与税額が算出される。

なお、統一税額控除により納付すべき金額がゼロとなる場合であっても、当年度の贈与額が年間控除等の金額を超え、課税贈与額がある場合には連邦贈与税の申告をする必要がある。また、連邦贈与税の年間控除は、受贈者それぞれに適用される控除であり、夫婦間の贈与については、連邦遺産税の場合も同様であるが、配偶者控除として原則無制限に控除することができる。

第二節 ドイツ<遺産取得税方式採用国>

1. 制度の概要

ドイツの相続税は典型的な遺産取得課税とされており、相続税の課税対象は、死亡による取得と生前贈与である。これが財産税であるか流通税であるかについては議論があるとされている。すなわち、財産に対する課税であるか、財産移転に対する課税であるかという問題である³⁵。また、相続税と贈与税は統合され、相続開始前過去10年以内における被相続人からの贈与財産は累積して相続財産に加算される。納税義務者は財産を取得した相

続人（又は受遺者）であり、贈与税についても、同一人からの過去 10 年間の贈与に対して累積課税が行われており、納税義務者は受贈者である。

相続税・贈与税の課税物件は、死亡による取得、生前贈与、目的出捐、家族財団の財産の四つである。死亡による取得とは、①相続、相続代償請求権、遺贈又は遺留分請求権による取得、②死因贈与による取得、③その他の取得のうち、私法の規定により遺贈とみなされるもの、④被相続人により締結された契約に基づき第三者の死亡に際して直接取得された財産、の四つの場合を指す。生前贈与については、無償出捐を基本的要件とした租税法上の贈与の意義が規定されており、民法上の贈与の意義とは異なるものとなっている。目的出捐とは、死亡時又は生前の出捐で、特定の目的のために使用される等の負担を伴い、それによって財産取得者の富の増加を減少させるものをいう。家族財団とは、主として一つ又は一定範囲の家族の利益のために設立された財団等をいい、この家族財団の財産は 30 年毎に相続税が課されることとなっている。このことは、例えば個人が保有する財産であれば、通常は一世代毎に相続税・贈与税が課されること、また、法人が保有する財産であれば、その価値は株式等の価値に反映されること等を鑑みて、これらとの整合性を図ったものといえる。つまり、家族財団が保有する財産は、恒久的に相続税・贈与税を免れる可能性があるため、これを防止する目的で定期的に課税を行うこととしているのである。

2. 相続税・贈与税の税額計算

相続税及び贈与税の基本的構造については次のようになる。まず、今回取得した財産の価額と、同じ者から過去 10 年以内に取得した財産の価額とを合算し、その累積額から、遺産債務、非課税財産、事業用財産、農林業財産、資本金持分の特例などの各種控除がなされて課税価格が算出される。この課税価格から基礎控除等がなされ、これに税率を適用して税額を算出し、そこから過去の取得に係る税額を控除して相続税及び贈与税が算定される。

ここで、基礎控除及び税率は、被相続人又は贈与者と取得者との関係により以下の表のように 3 つのクラスに分類して規定されている。これらは被相続人又は贈与者との親疎の別により区別がなされており、被相続人の配偶者や直系卑属等を優遇する規定となっている。

また、ここで控除される過去 10 年内の取得に係る税額は想定控除税額であり、これは、取得時を基準として評価した過去の資産の取得に対し現在の基礎控除や税率を適用して得

られる金額となる。ただし、実際の税額の方が高いときは、実際の税額を控除する。このようなことは、法改正により税率が変わったときや、過去の取得時と今回の取得時とで取得者の課税クラスが異なるとき等に起こりうることである。なお、相続財産額と10年以内の贈与額との合計取得額に対する税額が想定税額控除を上回る場合は控除の対象となるが、控除しきれない金額があったとしても還付がなされることはない。これについては、あくまで課税対象は今回の取得であるので、還付ということはありませんと説明される³⁶。

[課税クラスと基礎控除額]

	被相続人又は贈与者との関係	基礎控除額 (ユーロ)
課税クラス I	配偶者	500,000
	子供、養子	400,000
	孫、ひ孫	200,000
	父母・祖父母 (相続の場合)	100,000
課税クラス II	父母・祖父母 (贈与の場合) 兄弟姉妹、姪、甥、養父母 義理の子供・父母 離婚した配偶者	20,000
課税クラス III	その他	20,000
	同性パートナー	500,000

[課税クラスと税率]

課税取得額 (ユーロ)	税率		
	課税クラス I	課税クラス II	課税クラス III
75,000以下	7%	30%	30%
300,000以下	11%		
600,000以下	15%		
6,000,000以下	19%		
13,000,000以下	23%	50%	50%
26,000,000以下	27%		
26,000,000 超	30%		

第三節 カナダ<相続税廃止国 (譲渡所得課税方式) >

1. 相続税の概要

カナダでは、相続税の賦課徴収は州税から始まった。1892年にオンタリオ州、ケベック州、ニュー・ブランズウィック州及びノバ・スコシア州が最初に相続税を課し、それに続

くように他の各州も次々と相続税を導入し、1905年にはすべての州で相続税が導入されることとなった³⁷。加えて、1941年には、戦時の歳入の差し迫った必要性から自治領相続税法が制定されて遺産取得税方式による連邦での相続税の課税が始まり、1947年までは州と連邦による相続税の重複課税がなされていた³⁸。しかし、1947年に結ばれた租税賃貸協定（Dominion-provincial Tax Rental agreement）に基づき、租税分与の形式で連邦相続税の50%の譲与を受けるという条件の下で、ケベック州とオンタリオ州を除く各州は相続税から撤退することとなり³⁹、連邦による相続課税の一本化が図られるようになった。その後、連邦相続税は1959年に遺産税方式へ変更され、1968年に連邦相続税と連邦贈与税の統合などの改正を経て、1971年の税制改正により、1972年以降連邦政府は遺産税及び贈与税の廃止を決定した。詳しくは後述するが、その廃止と同時に、納税義務者の死亡や資産の贈与あるいはカナダを離れたときには、資産が公正市場価格で譲渡されたものとみなして所得課税する制度が導入された。

これら連邦政府によるみなし譲渡所得課税制度の導入と、それに伴う相続税及び贈与税の廃止という一連の税制改正の背景にあるものが、1966年に公表されたケネス・カーターを委員長とする「王立税制委員会報告書（カーター報告書）」である。カーター報告書は、遺産税・贈与税の問題に検討を加え、取得者側で取得財産に所得課税する取扱いを中核とする提言を行っている。この調査では、既存の遺産税が維持されるべきか、他の税により代替されるべきか、という問題意識から、当時の連邦遺産税に関する詳細な分析を通じて、財産の種類や移転方法次第で受益者が同じでも租税負担が大きく相違しうる不公平性の問題が指摘された⁴⁰。

カーター報告書は、あらゆる経済力の増加を包括的に所得として課税ベースに取り込むという理念に基づき、生前贈与と遺言による相続又は無遺言相続を特に区別せず、徴税コストの配慮から一定の課税除外は設けるものの、所得者の所得として他の源泉の所得と区別なく承継財産に課税する制度を正面から提言している。そしてその限りで、遺産税と贈与税の廃止を支持し、また、被承継人の側で財産の含み損益があれば、移転時にそれを認識する取扱いを支持している⁴¹。このようなカーター報告書と、その後の税制改正により、連邦遺産税及び贈与税の廃止、そして死亡時のみなし実現による譲渡所得課税という制度が採用されることとなったのである。

また、連邦による遺産税及び贈与税の廃止の理由については、譲渡所得のみなし実現課税の導入と遺産税との組み合わせが過大な課税負担となることや、連邦遺産税はすでに

75%を州に譲与しており、連邦税を大幅に減税しても負担を解消する程度が小さいこと、また、アルバータ州及びサスカチュワン州の二州は、すでに連邦政府から譲与された遺産税を返還しており、連邦法による統一的な制度の維持が不可能であること、などが挙げられた⁴²。

連邦政府による遺産税及び贈与税の廃止の決定を受け、それまで独自の相続税を有さず連邦からの譲与に頼っていた各州は、主として歳入上の考慮から新しい州相続税制度による相続課税を再開することとなった。しかし、国内における租税競争の問題、すなわち、他の州への資本逃避を回避するなどの理由から、1973年にプリンス・エドワード・アイランド州において廃止が決定されて以降、次々と廃止に踏み切る州が出現し、1985年にケベック州が廃止を宣言したことにより、カナダから遺産税が消滅するとともに、贈与税もまた廃止されることとなった。

2. みなし譲渡所得課税制度

カナダでは、上述のように1972年における連邦遺産税の廃止と同時に、相続等による財産の移転を譲渡とみなして所得課税する制度が導入された。被相続人の人格代表者は、遺言相続の場合の遺言執行者、無遺言相続の場合の遺産管理人、あるいは受託者として、被相続人の最終年度所得税申告書を一定の日までに提出しなければならない。

連邦所得税において、死亡時の譲渡所得課税に関わる特徴的な準則の概要は以下のとおりである。

利子、賃料、使用料、年金などの定期的支払いについては、死亡前の個人の手中において課税される部分と、遺産レベルで死亡後に生じる金額に課税される部分とに区分される。この定期的支払いについては、連邦所得税法第70条(1)により、「定期的に支払われる金額で、当該納税者の死亡前に支払われなかったものは、その支払いの対象となる若しくはその支払いに関する期間において日割り定額で生じたものとみなされるものとし、その死亡の日までに生じたものとみなされる部分の価額は、当該納税者の死亡の年の所得の計算に含まれるものとする」と規定されている。

次に、譲渡所得について、連邦所得税ではその二分の一が課税対象となり、譲渡損失もその二分の一が考慮される。ただし、死亡時の年度については、連邦所得税法第70条(5)において、納税者が死亡した年度の資本財産の取扱いに関する定めを置いており、同条(a)は、「納税者は、その死亡の直前に当該納税者の各資本財産を処分し、かつ当該死亡の直前

における当該財産の公正市場価格に等しい処分収入を収受したものとみなされるものとす
る」と規定している。また、同条(b)は、「納税者の死亡の結果として、当該納税者により処
分されたものと同条(a)によりみなされるすべての財産を取得した如何なる者も、当該死亡
時に、当該死亡の直前の公正市場価格に等しい原価でそれを取得したものとみなされるも
のとする」と規定しており、死亡時の公正市場価額で譲渡所得又は損失を認識し、財産の取
得者はその価額で引き継ぐものとしている。ところで、この譲渡所得のみなし処分課税は
様々な優遇措置等があり、例えば、被相続人の資本財産が配偶者又は配偶者信託に移転す
る場合には、簿価引継ぎが認められている。他にも、一定の農業財産及び一定の小規模事
業法人の株式の処分に係る多額の譲渡所得控除が認められており、また、これらの財産が
被相続人の死亡により子などに移転される場合にも簿価引継ぎが認められている。

3. 廃止後の議論

上述のとおり、1972年における連邦遺産税の廃止と同時にみなし譲渡所得課税制度が導
入され、その後の1985年にケベック州が廃止を宣言したことにより、1986年以降カナダ
から相続・贈与税が消滅したのだが、1990年代に入り Ontario Fair Tax Commission の報
告書が、公平の観点から富に対する課税についてまとまった検討を加え、結論として国家
レベルでの遺産・相続税の復活を提唱しているように、カナダでは遺産税および贈与税の
廃止後も、税収ではなく、機会均等の実現および資産格差是正や租税体系における累進性
の向上、貯蓄阻害効果が小さいこと等の理由により、連邦レベルでの統一的な遺産税の復
活を唱える議論が活発化しているとの指摘もなされている⁴³。その中で、遺産税を再び導入
するとした場合の望ましい課税形態への主な提言は次のようなものがある⁴⁴。

- ① 連邦レベルもしくは全国レベルでの統一的な課税が望ましいこと。
- ② 再分配効果を重視して遺産取得税を採用することのメリットよりも、遺産税を採用
せずに失う税収によって生ずるデメリットの方が大きく、遺産税方式によって得られ
る追加的税収を、再分配に利用することが可能であること。
- ③ 相続税と贈与税を統合し、生涯におけるすべての資本移転に対して統一的な累進課
税を実施することが望ましいこと。
- ④ 資産移転に関して、所得を重視するのであれば受贈者課税を行うべきであり、消費
を重視するのであれば贈与者課税を行うべきであること。

これらのことから、カナダにおいて再び資産移転課税を復活させるとしたらその望まし

い形態として、州間での租税競争を回避するために全国レベルで統一的に課税すること、生前贈与による課税逃れを防ぐために相続税と贈与税を統合することなどの他に、遺産税方式での課税を支持する意見が多いことが分かる。

第四章 新たな相続・贈与税制の提言

第二章で考察したとおり、資産移転時期に対する税制の中立性を保つという社会的要請に対して、相続時精算課税制度は一定の効果を示したが、その効果は限定的であるといわざるをえないものであった。

本章では、今後の相続税制が何を目的とするかということを念頭に置きながら、これまでの内容を踏まえて、現代の日本にもっとも適合すると思われる相続・贈与税制を提言することとしたい。

第一節 現行制度における累積課税の検討

第一項 相続税・贈与税に求められる役割

わが国において相続税は明治 38(1905)年に日露戦争の戦費調達を目的として創設され、その創設当初は、第一章第一節でも述べたように、偶然所得の発生に担税力を見出し課税することを根拠としていた。つまり、相続財産の取得という事実に着目し、それを相続による偶然所得の発生ととらえ、その所得（財産）に対し負担能力に応じて課税を行おうとするものであった。その後、現在に至る 100 余年の間に、わが国を取り巻く経済環境や社会状況は大きく変化し続けており、それに伴い相続税制度も幾多の改正が行われてきた中で、相続税の課税根拠も創設当初の「偶然所得の発生による担税力の増加」というものから、「富の集中抑制」、「富の再分配」、「被相続人の生前所得の清算課税」、「資産の引継ぎの社会化」などといった意義や役割を持つものへと変化してきた。そして、第二章第一節でも述べたように、現代日本では少子高齢化が急速に進展し、相続による次世代への資産移転の時期が遅れてきていることなどから、資産移転時期に対して相続税制が中立性を保ち、生前贈与の円滑化を図ることで、高齢者の保有する資産の有効活用を通じて経済社会の活性化にも資するといった社会政策的な役割もまた相続税に求められているところである。

ここで、単純に相続税・贈与税が無くなれば次世代への資産移転が促され経済社会の活性化は図られるだろう。しかしそれでは次世代への富の分配状況が世襲化され、階層の固定化をより一層進行させてしまうことになるということは目に見えて明らかである。実際に、日本も含めた主要各国における租税収入に占める相続税のウェイトが共通して低いに

も関わらず、第三章第三節で述べたカナダのように相続税が廃止された国を含め、相続税に関する議論が活発であることから⁴⁵、相続税による税収ではなく、経済社会に果たす効果に重要な意義があることが分かる。

現代日本の少子高齢化という社会的状況の要請に応えるために、安易に相続税・贈与税を廃止するのではなく、相続税制度を維持しつつも従来とは異なり、相続税と贈与税を一体化させることで資産移転時期に対して税制が中立性を保つことにより、高齢者の保有する資産を若年層へと円滑に移転させることで、相続税に本来期待される上位収入階層からその他収入階層への富の再分配という機能を維持しつつ、現代日本の少子高齢化という社会的状況の要請に応えることが今後の相続税に求められる重要な役割である。

そういった意味では相続税と贈与税との関係を大きく見直す抜本的改革と位置付けられた平成15年の相続時精算課税制度の導入は時代に即した税制改正であったといえるだろう。

第二項 法定相続分課税方式に取得者課税による累積課税を導入することの困難性

日本における相続税の現行の課税方式である法定相続分課税方式は、第一章でも述べたようにいわば遺産税方式と遺産取得税方式の折衷的制度となっており、昭和33年に採用され現在に至るまで約60年の長きにわたりわが国に定着している制度である。しかし、一般的には遺産税方式と遺産取得税方式の折衷方式といわれている法定相続分課税方式ではあるが、「形式遺産取得税、実質遺産税」といういい方がされることがあるように⁴⁶、実はその実態は遺産税方式に近いものである。他にも、日本の戦後相続税制は建前としては遺産取得税を基調としている旨強調されてはいるが、純粋にそのようにいえたのは昭和25年にシャープ勧告に基づいて一生累積課税による遺産取得税方式が導入された当時だけであって、その後の幾たびかの法改正の結果、現行制度においては、むしろ遺産税的色彩の方が強められているかに見受けられる、との指摘もある⁴⁷。実際に法定相続分課税方式は、相続財産に対して「相続税の総額」という負担を求め、それを相続人に分担させる⁴⁸、という形式であることから、現状の法定相続分課税方式における受贈者課税というものが結局は形式だけのものに過ぎないことが分かる。つまり、遺産分割した後にその取得資産の多寡によって相続税額が決まるため、遺産取得税方式の長所に挙げられたような担税力に即した課税が出来るとされているが、実際には、被相続人の遺産に課税しその遺産総額から相続税額を控除した残りの部分を相続人間で遺産分割していることと実質は変わらないとい

うことである。

他方で、贈与税は昭和 28 年より個人からの一暦年間の全ての贈与を合計してその暦年毎に課税を行う暦年課税方式による受贈者課税としている。その内容は 110 万円の基礎控除と、相続税の補完という観点から傾斜のきつい超過累進税率による課税がなされているものである。つまり、受贈者の取得財産に対して課税がなされ、その取得財産の多寡によって贈与税額が決まるため、贈与税については形式も実質も取得税だということが分かる。

さて、日本の相続税制において、相続税については法定相続分課税方式が、贈与税については暦年課税方式が長きにわたり採用され続けてきた。もちろんこの間も、日本の相続税制の問題点や課題に対する議論は数多くなされているわけだが、半世紀以上も相続税制の課税方式が変えられていないことに鑑みると、これまでの日本の経済環境や社会状況、あるいは税務執行といった観点からはある程度適合していたのだろう。しかし、第一項でも検討したように、今後の相続税制に新たに求められるようになった役割とは、相続税と贈与税を一体化させることで資産移転時期に対して税制が中立性を保つことにより、高齢者の保有する資産を若年層へと円滑に移転させることである。

一方で、上述のように日本の相続税制は、遺産税方式の相続税と取得税方式の贈与税が混在しており、第一章第二節でも述べたように、遺産税方式による相続税はその性質上、基本的には贈与者課税が採られるべきであるし、遺産取得税方式では受贈者課税が採られるべきであるにも関わらず、その形式は取得者課税のみとなっている。そもそも、相続税と贈与税を一体化させるにあたって、遺産税形式により計算する相続税と、取得税形式により計算する贈与税とで、課税方式の異なるものを統合させようとするには無理があるだろう。

日本において相続税と贈与税との一体化課税を導入するためには、従来のように、取得者課税という形式による統一をするのではなく、まずは、実質の課税方式を統一することが求められるのである。

第三項 相続時精算課税制度の見直し

第二章でも述べたように、資産移転時期の選択に対して税制が中立性を維持することを目的として、相続税と贈与税の一体化を図るために平成 15 年度の税制改正で新たに導入されたものが相続時精算課税制度である。これは、日本において長きにわたり定着している

「形式遺産取得税、実質遺産税」といわれる法定相続分課税方式は変えずに、現行の併用方式の長所、合理性を前提としつつ制度を複雑にせず簡素で執行可能という観点、中立性の確保という観点から、選択制により相続時に精算する累積課税制度として相続税・贈与税の一体化が図られたものである⁴⁹。

ところで、相続時精算課税制度における、資産移転時期の中立性の観点からの問題点は第二章第二節で述べたとおりであるが、これらの問題に共通していえることは、上述のように簡素で執行可能性という観点から選択制にしたことにその問題が起因しているように思われることである。つまり、物価変動の問題にしても、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の可否にしても、贈与税の暦年課税制度との関係における問題にしても、親から子に対する贈与という同じ条件の下でも、本制度の選択如何で税額に大きな影響が及ぶ可能性があるということであり、本制度を選択した者と選択しなかった者との間の水平的公平の見地から生じる問題であるといえる。相続時精算課税制度の選択適用による生前贈与時から相続時までには相当な期間経過することが予測されるものであり、極端な見方をすれば、選択制にすることでその期間中に起こり得る様々なリスクを納税者側に負わせているともいえる。

その他方で、相続税と贈与税の一体化措置の検討に当たっては、将来、相続関係に入ると考えられる親子間の贈与については、相続税の課税の状況及び基礎控除等を考慮して、資産移転時期の中立性を阻害しない制度の構築を図り、また、第三者間などにおける贈与については、無償の財産取得に係る所得税の補完税としての機能もあること、暦年課税にはなお生前贈与による租税回避の防止の性格もあることから、従来の累進構造を維持することが適当とされ⁵⁰、相続時精算課税制度による相続税と贈与税の一体化は、親とその推定相続人の間の贈与のみが対象とされた。つまり、従来の贈与税では、一定の非課税規定はあるものの、基本的には贈与者と受贈者との関係は考慮されず、受贈者の富の増加のみに焦点を当てて税額計算がなされていたものが、相続時精算課税制度を選択適用した者については、贈与税の申告等において、累積課税の対象となる親等からの贈与と、暦年課税の対象となる第三者からの贈与とを区別する場面が出てくることになる。

第三章で述べたように、累積課税を導入しているドイツでは相続税及び贈与税の基礎控除や税率は、被相続人又は贈与者と取得者との関係により区別がなされており、被相続人の配偶者や直系卑属等を優遇する規定となっているし、詳しくは後述するが、日本において相続税と贈与税を一体化させる上で、資産移転というものを親子間のものと第三者間の

ものとの区別して考えることはとても重要なことである。

相続時精算課税制度は、遺産税形式により計算する相続税と、取得税形式により計算する贈与税とで、課税方式の異なるものを統合させようとしたために、簡素で執行可能の観点から選択制とせざるを得なかったのであろう。そして、相続税と贈与税との一体化の観点から、その選択制というところに大きな問題があるものの、従来の贈与税とは異なり、贈与というものを贈与者と取得者との関係により区別して捉えることにしたという点は大きな意義があるのではないかと思われる。

第二節 贈与者課税による相続税と受贈者課税による贈与税の併存

第一項 一生累積課税を導入するための相続税と独立税目としての贈与税

これからさらに進むであろう少子高齢化社会では、富の再分配や資産移転時期に対する税制の中立性が一層重要になるはずである。そのために、相続税というものは引続き必要なものであるし、相続税と贈与税の一体化というものも必要である。しかし、平成 15 年に導入された相続時精算課税制度ではその要請に十分応えられていないという現状があることはこれまでの考察のとおりである。そこで、このような現状を改善するために提言したいのは、法定相続分課税方式による遺産税方式を基礎とする相続税計算の方法は変えずに、相続時精算課税制度に見られるように、親子間での資産移転とそれ以外の資産移転とを区別して⁵¹、親子間での資産移転についてのみ一生累積課税とし、それ以外の資産移転については暦年課税とすることである。

このように資産移転の種類を二通りに区別することの主目的は、実質遺産税方式である相続税と実質取得税方式である贈与税とを無理やり統合するのではなく、「実質遺産税方式である相続税に統合する贈与税」と、「それ以外の贈与税」とに区分することにある。言い換えれば、第一節第二項で述べたように、日本において相続税と贈与税との一体化課税を導入するためには、まずは、実質の課税方式を統一することが求められているところ、これに対応するために、「相続税と課税方式を同じくする贈与税」と、「相続税と課税方式が異なる贈与税」とに区分するということである。

ところで、従来の暦年課税による贈与税では基本的には贈与者と受贈者との関係は考慮されていなかったのだが、今回の提言によれば、親子間での資産移転とそれ以外の資産移

転とに区別をすることになる。しかしこのように資産移転を区別して考えることについてはあまり抵抗感はないのではないかと思われる。なぜなら、相続や贈与による資産移転は通常は親子間や配偶者間で行われることが一般的であるし⁵²、最近の日本の暦年課税による贈与税率についても親子間等での贈与とそれ以外の贈与とでその税率構造は異なるものとされている⁵³。さらに、平成 15 年の相続時精算課税制度の導入時から、同制度の選択適用を受けている者については推定相続人に対するもののみを累積の対象とし、贈与税の申告等において、累積課税の対象となる親等からの贈与と、暦年課税の対象となる第三者からの贈与とを区別する場面が既に出てきていることから、資産移転を区別することの経験は既に税務執行上も 10 年超蓄積しているのである。

ここで注意したい点は、親子間以外の資産移転に区分された贈与税については、相続税との直接的な関係性がかなり薄いものとなっていることである。なぜなら、相続による資産移転は親子間が主であるため、その相続による課税を逃れるために第三者に生前贈与をするとは考えにくいからであり、この場合の贈与税は相続税の補完としての機能は薄いのである。日本税理士会連合会税制審議会の平成 25 年度諮問に対する答申「贈与税の機能と資産課税における役割について」において、「現行の所得税法は、贈与による財産取得を非課税と定めているが、贈与税と相続税との間に直接的な関係を求めないとするれば、贈与税という税目を廃止し、所得税に移行することが考えられる。また、『所得は消費と純資産の増加の合計である』という包括的所得概念からみれば、贈与による財産取得を所得税の課税ベースに取り込むことが適当であるという考え方もある。」と指摘している。所得税として捉えるかどうかは次項以降で詳しく検討するが、この指摘からも分かるように、一税制二税目とされ相続税法の中に規定されていた贈与税であるが、相続税との直接的な関係性がかなり薄いものとなっている親子間以外の資産移転に区分された贈与税については、相続税制から切り離して独立税目の贈与税として捉えることが必要であると考えられるのである。

ここでの提言をまとめると次のとおりである。法定相続分課税方式による遺産税方式を基礎とする相続税計算の方法を踏襲し、さらに、相続時精算課税制度のように贈与を二通りに区分して考えるということも踏襲する。しかし、親子間での資産移転に対して一生累積課税を採るか暦年課税を採るかという選択制度は撤廃して、一生累積課税制度に一本化させ、逆に、親子間以外での資産移転に対しては従来通り暦年課税とする。そうすれば、選択制であるがゆえに生じていた相続時精算課税制度における資産移転時期の観点からの

諸問題は軽減されるであろうし、また、日本に長く定着している「相続税は法定相続分を考慮した遺産税方式による税計算」と「贈与税は取得税方式による税計算」という実質を大きく変える必要もない。そのため、相続税と贈与税の一体化のためにまずは課税方式を遺産取得税方式若しくは遺産税方式に一本化すべきとする考えに比べて、比較的スムーズな制度改正も可能であると思われる。

第二項 贈与者課税と受贈者課税の併存

第一項で提言したように、贈与税を、「相続税と課税方式を同じくする贈与税」と、「相続税と課税方式が異なる贈与税」とに区分することを踏まえれば、親子間の資産移転は日本に長らく定着してきた相続税の実質の課税方式である遺産税方式に合わせて贈与者課税とし、親子間以外の資産移転についても従来の贈与税の課税方式通り取得者課税とすることができる。つまり、資産移転に係る税制を、遺産税方式で一生累積課税とする相続税と、遺産取得税方式で暦年課税とする贈与税とに完全に分けて併存させるのである。これならば長らく日本で続いてきた課税方式を踏襲しながらも、「形式遺産取得税、実質遺産税」といわれるようなねじれ現象が解消され、スムーズに相続税と贈与税の一体化を図ることができる。

第一節第二項でも指摘したように、法定相続分課税方式においては、どのように遺産分割してもその相続に係る相続税額の総額は変わらない仕組みとなっており、取得者の担税力に即した課税が出来ているとは言い難いことから、受贈者課税というものが結局は形式だけのものに過ぎないものであった。であれば、相続税制においては、建前に過ぎないものであった受贈者課税を贈与者課税に変えることについて大きな弊害は無いものと考えられる。さらに、近い血縁者への贈与の場合、一般的には、その受贈者の多く(配偶者や子供など)は租税を負担する資力に乏しいと考えられ、実際にも、その者の負担すべき贈与税額は贈与者自らが負担することを暗黙の前提として贈与額が決められているようなことが多いとされる実態があることから⁵⁴、その弊害は大きくないといえるだろう。また、資産移転時期の中立性の議論からは脱線してしまうが、法定相続分課税は変えずにこれまでの取得者課税から贈与者課税に転換したとしても、遺産分割効果が薄れるということはないと思われる。なぜなら、法定相続分課税方式においては取得者課税の形式は採っていたものの、被相続人の遺産をどのように分割しても遺産総額に対する相続税額は変わらないた

め、遺産分割促進効果は元々あまり大きいものではなかったと考えられるし、家督相続が主流であった時代とは異なり、「争続」や「争族」とも揶揄されるような今日の相続では⁵⁵、相続人間で平等に主張がなされるものとの認識が浸透しており、遺産分割の慣行は相当に広がっているため、税制に促されるまでもなく遺産分割は比較的平等にされると思われるからである。ともすれば、その建前のせいで遺産分割が決まらなると各相続人の相続税額が決まらない現状の建前だけの受贈者課税よりは、法定相続分課税方式の実質である遺産税方式にのっとった贈与者課税の方がスムーズな相続課税が可能ではないだろうか。

これに対して、遠い血縁者や第三者への贈与の場合には、実態としても、恩恵的不労利得を得た受贈者が贈与税を負担するのが普通であり⁵⁶、従来のような暦年課税による取得者課税がそのまま適合するだろう。加えて、一生累積課税による税務執行の煩雑さも無視できないため、相続や贈与による資産移転が通常は親子間で行われることを鑑みて、親子間以外の資産移転については累積課税から切り離し、独立税目として受贈者側で暦年課税することで、資産移転に係る課税関係を早期に終わらせるという税務執行上の見地からも望ましいのではないだろうか。

しかし、これと同時に、このように贈与税が受贈者における恩恵的不労利得による担税力の増加分に対する課税として位置づけられるのであれば、所得税との調整も考えなければならぬ。なぜなら、相続税と贈与税を完全に別個のものとして区分したとしても、相続税の補完機能としての贈与税の役割が全く無くなるとまではいえないためである。つまり、個人が法人から贈与を受けたときのように、単純に受贈者側の所得課税とすることに違和感があり、従来は生前贈与による相続税逃れを防止する観点から高い税率を課すということもまた違和感があるのである。この受贈者課税とすることによる所得税との関係については次項で詳しく検討する。

親子間の資産移転については相続税に統合し、一生累積課税による遺産税方式により税計算する贈与者課税を行い、親子間以外の資産移転については相続税とは独立させ、暦年課税による取得税体系により税計算する受贈者課税とするために、贈与税を、「相続税と課税方式を同じくする贈与税」と、「相続税と課税方式が異なる贈与税」とに区分してそれぞれに異なる税制を適用させることで、比較的スムーズに相続税と贈与税の一体化が図られる可能性があることをこの項では提言した。逆にいえば、相続税と贈与税を別個の税制として考えれば贈与者課税と受贈者課税の併存は可能であり、一生累積課税の導入にとっても望ましいのではないかと、ということである。

第三項 受贈者課税における所得税との関係

独立税目としての贈与税を採用した場合にはその課税根拠に注意したい。親子間の贈与に関しては相続税に統合するため、親子間以外の資産移転のみが贈与税の対象となる。この場合には、従来の贈与税が暦年課税で高い税率を賦課させることによって生前贈与による相続課税逃れの防止というものが主な課税根拠であったものが、親子間以外の資産移転のみが贈与課税の対象となると、その課税根拠との整合性には疑問が出てくるのである。なぜなら、相続による資産移転は親子間で行われることが主であるため、その相続による課税を逃れるために第三者に生前贈与をすることは考えにくいからである。つまりこの場合の贈与税については相続税の補完としての意味合いは非常に薄いといえる。

平成12年の税制調査会答申「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」において、「わが国の現行所得税法では、相続・贈与により取得するものは、所得税を課さず、相続税・贈与税という別体系の下で課税しています。しかし、特にわが国のように遺産取得課税方式を基本とした相続課税制度の下において、『所得は消費と純資産の増加の合計である』という包括的所得概念で所得を認識すれば、理論上は、相続・贈与による財産の取得も個人所得課税に取り込んで課税するという考え方があります。しかし、一般的に個人所得課税が課税対象とする反復・継続的なキャッシュフローと、偶然にもたらされる所得である相続財産等とは性質が異なるので、仮に形式的に個人所得課税に取り込んだとしても、実質的には個人所得課税とは別体系の課税方法を採らざるを得なくなります。このため、わが国では、所得税とは独立の税目として相続税が存知されているものです。」としている。さらに、平成14年6月の税制調査会「あるべき税制の構築に向けた基本方針」によれば、第三者に対する贈与の取扱いとして、「最終的に相続関係のない第三者に対する贈与の課税のあり方が問題となっている。これに関しては、贈与の実態を見極めた上、相続税の課税回避防止という機能をも踏まえ、所得課税へ移行させることも考え得る。」としている。

これらのことから、本論文で提言している意味における親子間以外の資産移転に係る贈与税が、受贈者における恩恵の不労利得による担税力の増加分に対する課税として位置づけられることについては特に異論はないと思われるが、単純に受贈者側の個人所得課税に取り込むことには違和感が生じるということであり、これは第二項でも述べたとおりである。

親子間以外の資産移転に係る贈与税を、包括的所得概念のもと所得税に統合する方式を採る場合には、受贈者の担税力を総合的に把握して課税することができることなどの利点があると考えられる。その一方で、個人からの贈与についても、法人からの贈与と同様に、一時所得で50万円の特別控除と二分の一課税が適用されるとした場合には、大規模な相続財産に対する税負担が著しく軽減される結果、富の集中を排除することができなくなるため、所得税の中に「相続所得」のような所得分類も設けて、分離課税により課税するべきとする考えもある⁵⁷。

個人所得課税に組み込んで受贈者の包括的な所得の多寡によった課税による垂直的公平とするか、独立税目の贈与税としてその取得額に応じた課税による水平的公平とするか、といった問題や、所得税とのバランスをどう調整するかという問題は、本論文の主目的から外れるため、今後の検討課題としたい。

第三節 相続税と贈与税との関係

第一項 相続税制の在り方

今後の相続税制に対する本論文の提言をまとめると次のとおりである。

- ① 相続時精算課税制度のように、「親子間での資産移転」と「親子間以外の資産移転」とに区別すること。
- ② 「親子間での資産移転」のみを相続税制により課税すること。
- ③ 「親子間での資産移転」のみを対象とする相続税制においては、法定相続分を考慮した遺産税方式を基礎とする従来の相続税制の実質は変えずに、従来は取得者課税であったものを贈与者課税に変えた上で、相続税と贈与税を統合して一生累積課税とすること。

法定相続分課税方式において、相続税と贈与税との一体化を図ることを目的とした相続時精算課税制度は、「形式遺産取得税、実質遺産税」の相続税と、取得税方式の贈与税が混在しているが故に、簡素な形でしか導入できなかった。そのために、「資産移転の円滑化を図り、若い世代に資産を早期に移転させる」という、現代日本の少子高齢化という社会的状況の要請に対して果たした効果は、非常に限定的といわざるを得ないものであった。

しかし、上記のような本論文の提言によれば、従来の相続税制の実質を変えるわけでは

ないので、これまでの相続税が担ってきた上位収入階層からその他収入階層への富の再分配という機能等は維持することができる。そこに加えて、相続税制の実質にその形式を整合させた上で一生累積課税を導入することで、相続税と贈与税の一体化が十分に図られ、資産移転時期の選択に対して税制が中立性を維持することも可能であるものになることと考える。

第二項 贈与税制の在り方

今後の贈与税制に対する本論文の提言をまとめると次のとおりである。

- ① 相続時精算課税制度のように、「親子間での資産移転」と「親子間以外の資産移転」とに区別すること。
- ② 「親子間以外の資産移転」のみを独立税目としての贈与税制（もしくは所得税に取り込む）により課税すること。
- ③ 「親子間以外での資産移転」のみを対象とする贈与税制（所得税）においては、受贈者課税による暦年課税とすること。

従来の贈与税については、相続税制の中に規定され、生前贈与による相続税逃れを防止するという観点からその税率は非常に高いものとなっており、相続税の補完税としての役割が主であった。

しかし、上記のような本論文の提言によれば、親子間以外の資産移転のみを贈与税の対象とするため、相続税制とは別個の独立税目として贈与税が存在することになる。この場合における贈与税は、受贈利得に対する固有税としての色彩が強く、逆に、相続税の補完税としての機能は、全く無くなるまでとはいえないまでも、その意味合いは非常に薄くなる。

つまり、従来の暦年課税による贈与税と同様に、資産移転に係る課税関係を一時に終わらせることが出来るため、執行可能性の観点からは同様に優れたものといえるだろう。しかしながら、従来までの相続税の補完という課税根拠は大きく変わり、富の増加による担税力に主な課税根拠が求められることになるため、贈与税の計算体系もまた大きく変える必要があると考える。

第三項 相続税制と贈与税制との関係

相続時精算課税制度導入以前の相続税と贈与税の関係をみると、相続開始前三年間は相続税と贈与税とを統合して累積課税とはしていたものの、贈与税は主に相続税の補完のために存在していた。それゆえに、一税制二税目として、相続税と贈与税は同じ相続税制の規定により課税がなされていた。

その後の相続時精算課税制度の導入により、同制度を選択適用した場合における親子間等の贈与については、相続税に一本化されることから、相続税の補完とする贈与税の存在意義はなくなった。一方で、同制度を選択適用しない場合における贈与に係る贈与税は、引き続き相続税の補完のための存在である。同制度の選択適用を受けるかどうかにより、贈与税の存在意義は大きく変わることになるが、依然として、相続税と贈与税は同じ相続税制の規定により課税がなされていた。ゆえに、同制度による相続税と贈与税の一体化は簡素な形でしか図られなかったのである。

現代日本において資産移転時期の選択に対して税制が中立性を維持する目的で相続税と贈与税の一生累積課税を導入するためには、今後の相続税制と贈与税制は別個の税制として捉えることが重要なのである。

終わりに

現代日本の少子高齢化という社会的状況の要請に応えるために、資産移転時期の選択に対して税制が中立性を維持するという観点から、相続税と贈与税を統合して一生累積課税とすることを検討してきた。日本において相続税と贈与税を統合するためには、まずはその課税方式を現行の遺産税方式と遺産取得税方式の折衷方式といわれている法定相続分課税方式から、遺産取得税方式若しくは遺産税方式に一本化すべきであるとする先行研究が多く見られるものである。しかし本論文は、その法定相続分課税方式による相続税の計算方式は変えずに、相続税と贈与税を統合して一生累積課税とすることを模索してきたものである。なぜなら、法定相続分を考慮した遺産税方式により税計算される法定相続分課税方式は、昭和 33 年に採用され現在に至るまで約 60 年の長きにわたりわが国に定着している相続税の計算方式であるため、課税方式を遺産取得税方式若しくは遺産税方式に一本化することに比べて、比較的スムーズな制度改正が可能だと思われるからである。

平成 15 年に導入された相続時精算課税制度は、まさに、現行の法定相続分課税方式を変えずに相続税と贈与税の一体化を図ったものであったが、簡素で執行可能性という観点から選択制にしたことに起因する問題が多くみられ、本制度により資産移転時期に対して税制の中立性を保てるのは、財産が相続税の基礎控除以下と見込まれる階層だけであった。

そこで本論文で提言したことは、「相続時精算課税制度に見られるように、親子間での資産移転とそれ以外の資産移転とを区別して、親子間での資産移転についてのみ相続税制による一生累積課税とし、それ以外の資産移転については贈与税制による暦年課税とすること。」と、「相続税制は贈与者課税とし、贈与税制は受贈者課税とすること。」の主な二点である。これにより、現行の法定相続分課税方式による相続税の計算方式は変えなくとも、日本において相続税と贈与税を統合して一生累積課税とすることで資産移転時期の選択に対して税制が中立性を保つことができることが分かった。また、近い血縁者への贈与の場合、一般的には、その受贈者の多く(配偶者や子供など)は租税を負担する資力に乏しいと考えられ、実際にも、その者の負担すべき贈与税額は贈与者自らが負担することを暗黙の前提として贈与額が決められているようなことが多いとされる実態があることから、従来の形式的な受贈者課税を贈与者課税に変更することについても、その弊害は大きくないと思われる。つまり、本論文の提言によれば、制度改正の困難性という観点や、納税者側の納税意識という観点からも、比較的スムーズに、相続税と贈与税の一体化が可能だと思

われる。

しかし、本論文による提言は資産移転時期に対する税制の中立性に特に主眼を置いたものである。そのため、相続税に本来期待される、上位収入階層からその他収入階層への富の再分配という機能については深く考察することができなかつた。現行の法定相続分課税方式においては取得者課税の形式は採っていたものの、その実質は遺産税方式であったため、相続税の課税方式を遺産取得税方式に一本化した方が、やはり富の再分配としての効果は大きいだろう。さらに、本論文の提言における、親子間以外の資産移転に係る贈与税を、個人所得課税に組み込んで受贈者の包括的な所得の多寡によつた課税をするか、独立税目の贈与税として課税をするかといった論点もまた、大いに追求すべき問題である。これらの課題は今後の研究対象としていきたい。

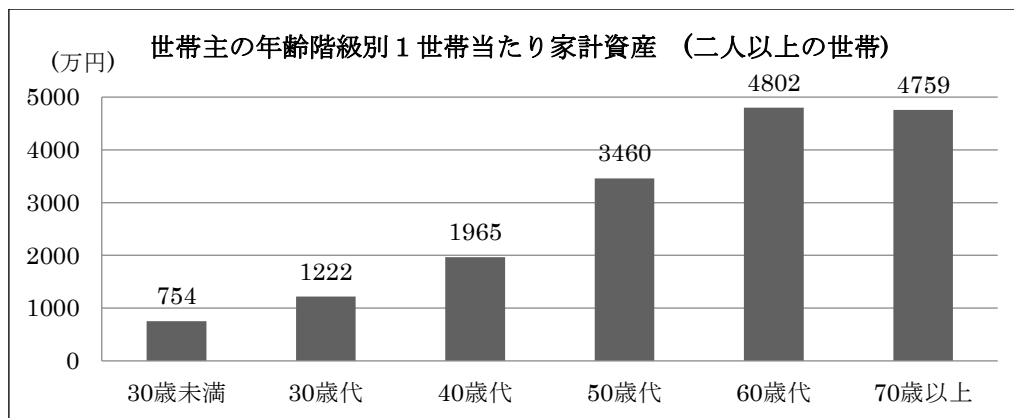
近年日本においては、マイナンバー制度の導入や、国内外の資産情報に係る税務環境の整備が整っており、税務執行上の課題は徐々に減少しているように思われる。本論文による提言が、現代日本に適した望ましい相続・贈与税制として、より現実的なものとして検討され、資産移転時期に対して税制が中立性を保つことにより、高齢者の保有する資産の有効活用を通じた経済社会の活性化を促すための一助となることを期待したい。

-
- 1 岩崎政明「相続税を巡る諸問題」『資産課税の理論と課題』税務経理協会,2005年,183頁。
 - 2 菊地紀之「相続税100年の軌跡」税大ジャーナル1号,2005年,39頁。
 - 3 宮脇義男「相続税の課税方式に関する一考察」税大論叢57号,2008年,452頁。
 - 4 石澤一英・三木義一「相続税の課税根拠と課税方式」『争点相続税法』勁草書房,1995年,17-18頁、北野弘久「相続税法の基本構造」『争点相続税法』勁草書房,1995年,4-5頁、水野忠恒「相続税の根拠と課税方式の変遷」『税研』139号,日本税務研究センター,2008年,36-37頁など。
 - 5 前掲注4。
 - 6 渋谷雅弘「相続税・贈与税の一体化課税の是非」『税研』151号,日本税務研究センター,2010年,46頁。
 - 7 前掲注4のほか、昭和32年答申など。
 - 8 この点については昭和63年改正により、相続税の総額等の計算上、法定相続人の数に算入する養子の数に規制が設けられた。しかし、三木義一教授(「相続税の基本原則の法的再検討」『租税法研究』第23号,有斐閣,1995年,13頁)は、「現行方式が続く限りいろいろ規制しても類似の回避行為が行われるおそれがある。」と指摘されている。
 - 9 日本公認会計士協会「相続・贈与に係る税制について―相続税と贈与税の一体化の方向性―」租税調査会研究報告第13号,2004年,19頁。
 - 10 平川忠雄『相続時精算課税制度の徹底解説・徹底活用』日本法令,2003年,27頁。
 - 11 渋谷雅弘「相続税・贈与税の累積的課税」『行政法の思考様式』青林書院,2008年,596頁。
 - 12 国枝繁樹「相続税・贈与税の理論」『フィナンシャル・レビュー』65号,財務省財務総合政策研究所,2002年,119頁。
 - 13 平川・前掲注10 27頁。

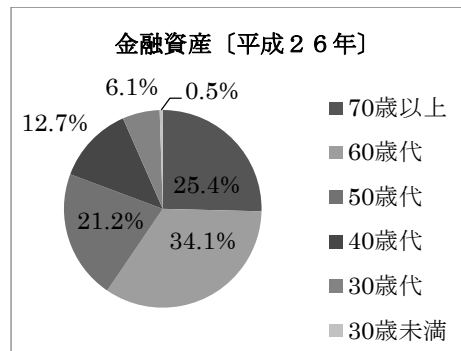
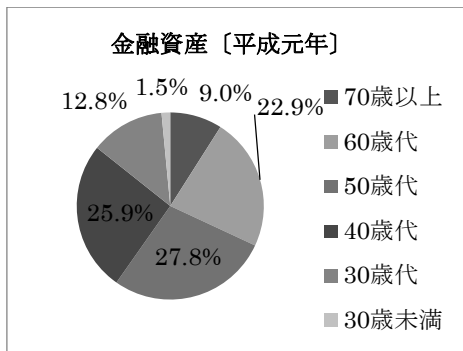
- 14 武田昌輔『DHC コメンタール相続税法1』第一法規出版,1981年,59頁。
 15 国枝・前掲注12 119頁。
 16 渋谷・前掲注11 611頁。
 17 平川・前掲注10 27頁。
 18 稲葉敏『相続税法義解』自治館出版,1906年,4頁。
 ところで、政府や立法府が相続税創設時の課税根拠を示す公式の文書等は存在しないようであるが、菊地・前掲注239頁において「『相続税法義解』が当時の官版解説書であり、その著者が大蔵省主税局の稲葉敏氏であり、その序文が大蔵次官である若槻氏によるものであることを考えれば・・・」と言われていることを勘案すれば、相続税法義解が当時の公式の見解にかなり近いものと推測される。
 19 平成14年11月19日の税制調査会「平成15年度における税制改革についての答申―あるべき税制の構築に向けて―」。
 20 厚生労働省が平成28年に公表した簡易生命表が下の表である。

平均寿命の年次推移 (単位:年)			
和暦	男	女	男女差
昭和22年	50.06	53.96	3.90
25-27	59.57	62.97	3.40
30	63.6	67.75	4.15
35	65.32	70.19	4.87
40	67.74	72.92	5.18
45	69.31	74.66	5.35
50	71.73	76.89	5.16
55	73.35	78.76	5.41
60	74.78	80.48	5.70
平成2	75.92	81.9	5.98
7	76.38	82.85	6.47
12	77.72	84.60	6.88
17	78.56	85.52	6.96
22	79.55	84.60	6.75
27	80.79	87.05	6.26

- 21 総務省統計局が平成28年3月25日に公表した「平成26年全国消費実態調査」から一部抜粋したものが〔表1〕である。次に、年代別金融資産残高の分布をグラフ化したものが〔表2〕である。
 〔表1〕からは60歳以上の高齢者世帯が比較的多くの資産を保有していることがうかがえる。また〔表2〕からは、60歳以上の高齢者が保有する金融資産の割合が平成元年には三割程度だったものが、平成26年には約六割にまで上昇していることが分かる。これらのグラフは高齢者の資産のストック化が進んでいることを表しているといえるだろう。



(注) 家計資産は、貯蓄現在高・宅地資産・住宅資産・耐久消費財等資産の合計額である。〔表1〕



〔表2〕

- 22 金子宏『租税法〔第二十一版〕』弘文堂,2016年,626頁。
 23 岩下資産税研究会『相続時精算課税の実務〔三訂版〕』税務経理協会,2003年,11頁。
 24 渋谷・前掲注11 615頁、平川・前掲注10 78-81頁、橋本守次「相続時精算課税制度の問題点」『税務QA』2月号,税務研究会,2004年,21-22頁など。
 25 国税庁の直近の統計である平成26年分の相続財産種類別表によると、相続財産のうち土地の占める割合は4割を超えている。

区分	人員	取得財産価額
	人	億円
土地	52,327	41.4%
(田)	11,133	(2.1%)
(畑)	14,358	(4.3%)
(宅地)	51,513	(30.4%)
(山林)	10,929	(0.5%)
(その他)	14,863	(3.9%)
家屋・構築物	49,967	(5.4%)
事業(農業)用資産	9,226	(0.4%)
有価証券	43,709	(15.2%)
現金・預貯金等	56,045	(26.6%)
家庭用財産	37,006	(0.1%)
その他の財産	49,977	(10.6%)
合計	56,197	100%

- 26 渋谷教授は、前掲注11 603頁において、「理論上は、クリスマスや誕生日のプレゼントのような日常的・習慣的贈与も申告義務の対象となる。しかし、これは納税者にとっても税務行政上も耐え難いことである。」と述べている。
 27 渋谷・前掲注11 614頁。
 28 岩下忠吾「現行法における生前贈与に対する贈与税」『税研』171号,日本税務研究センター,2013年,47頁。
 29 久米和夫・後藤次郎「相続時精算課税制度に関する一考察-実務の視点から-」四国大学紀要,2013年,68頁。
 30 岩下・前掲注28 47頁、菊地・前掲注2 50頁、橋本・前掲注24 18頁、日本公認会計士協会・前掲注9 7頁、首藤重行「日本における相続税の現状」,日税研論集 Vol.56『世界における相続税法の現状』日本税務研究センター,2004年,15頁など。
 31 財務省が公表している相続税の課税件数割合(年間課税件数/年間死亡者数)によれば、平成15年以後10年間はそれぞれ4.2%前後で推移している。
 32 川端康之「アメリカ合衆国における相続税・贈与税の現状」,日税研論集 Vol.56『世界における相続税法の現状』,日本税務研究センター,2004年,21頁。
 33 川端・前掲注32 23頁。

-
- 34 川端・前掲注 32 32 頁。
- 35 渋谷雅弘「ドイツにおける相続税・贈与税の現状」,日税研論集 Vol.56『世界における相続税法の現状』,日本税務研究センター,2004年,156 頁。
- 36 渋谷・前掲注 35 174 頁。
- 37 篠原正博『不動産税制の国際比較分析』清文社,1999年,224 頁。
- 38 一高龍司「カナダ及びオーストラリアにおける遺産・相続税の廃止と死亡時譲渡所得課税制度」,日税研論集 Vol.56『世界における相続税法の現状』,日本税務研究センター,2004年,48-49 頁。
- 39 篠原・前掲注 37 226 頁。
- 40 一高・前掲注 38 54 頁。
- 41 一高・前掲注 38 54 頁。
- 42 一高・前掲注 38 58 頁。
- 43 篠原・前掲注 37 245-247 頁。及び一高・前掲注 38 88 頁。参照
- 44 篠原・前掲注 37 251-253 頁。参照
- 45 首藤・前掲注 30 6 頁参照。ここでは「相続税収入が低いにもかかわらず、議論が活発であることのために、相続税という租税の特殊性があると考えられることができる。」と指摘されている。
- 46 菊地・前掲注 2 49 頁。
- 47 岩崎・前掲注 1 188 頁。
- 48 渋谷雅弘「予測される相続税の遺産取得課税方式への移行とその影響」,『税理』51 巻 3 号,日本税理士会連合会,2008年,93 頁。
- 49 高田治樹「相続時精算課税制度創設の趣旨とその背景」,『税務弘報』52 巻 7 号,中央経済社,2004年,150 頁。
- 50 高田・前掲注 49 150 頁。
- 51 日本税理士会連合会税制審議会の平成 25 年度諮問に対する答申「贈与税の機能と資産課税における役割について」では、「相続時精算課税制度に関し、当初は受贈者は子に限定されていたものが、平成 25 年度の税制改正において相続権の無い孫を受贈者に加えたことは、政策税制とすれば適切であるという評価も可能であるが、相続税との関係からみると、贈与税性の在り方として疑問がある。」との指摘がある。また、岩下忠吾税理士(「現行法における生前贈与に対する贈与税」『税研』171 号,日本税務研究センター,2013年,47 頁)は、「相続時精算課税制度の適用対象者である受贈者に孫を加えたことは失策と言わざるを得ないであろう。」と述べていることから、相続税との一体化を主目的とする今回のような考察において、孫は受贈者に含めないこととする方が適切であると考えられる。
- 52 前掲 51 の答申では、「相続と贈与は、いずれも主として親族間の財産移転であるという点で共通している。」としている。また、水野勝「相続税と贈与税の統合への取組み」,『税理』日本税理士会連合会,2002年,2 頁も参照。
- 53 平成 27 年の税制改正により、平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与税の税率構造が「特例贈与財産分」と「一般贈与財産分」とに分かれることとなった。20 歳以上の者が直系尊属から受ける贈与が特例贈与であり、それ以外の贈与が一般贈与とされ、一般贈与財産分の税率に比べて、特例贈与財産分の税率の方が優遇されている。
- 54 岩崎・前掲注 1 192~193 頁。
- 55 三木義一「遺産取得税方式と法定相続分方式の差異」『税研』139 号,日本税務研究センター,2008年,38 頁。
- 56 岩崎・前掲注 1 192~193 頁。
- 57 岩崎・前掲注 1 195 頁。

参考資料

1. 浅妻章如「相続税の性質とそのあり方」,『税研』184号,日本税務研究センター(2015年)
2. 天野隆『これだけは知っておきたい「相続・贈与」の基本と常識』,フォレスト出版(2015年)
3. 石澤一英・三木義一「相続税の課税根拠と課税方式」,『争点相続税法』,勁草書房(1995年)
4. 一高龍司「カナダ及びオーストラリアにおける遺産・相続税の廃止と死亡時譲渡所得課税制度」,日税研論集 Vol.56『世界における相続税法の現状』,日本税務研究センター(2004年)
5. 岩崎政明「相続税を巡る諸問題」,水野正一編『21世紀を支える税制の論理 第5巻 資産課税の理論と課題』,税務経理協会(2005年)
6. 岩下資産税研究会『相続時精算課税の実務〔三訂版〕』,税務経理協会(2003年)
7. 岩下忠吾「現行法における生前贈与に対する贈与税」,『税研』171号,日本税務研究センター(2013年)
8. 奥谷健「相続税の課税根拠と課税方式」,『税法学』561号,日本税法学会(2009年)
9. 金子宏『租税法〔第二十一版〕』,弘文堂(2016年)
10. 川端康之「アメリカ合衆国における相続税・贈与税の現状」,日税研論集 Vol.56『世界における相続税法の現状』,日本税務研究センター(2004年)
11. 菊地紀之「相続税100年の軌跡」,税大ジャーナル1号(2005年)
12. 北野弘久「相続税法の基本構造」,『争点相続税法』,勁草書房(1995年)
13. 国枝繁樹「相続税・贈与税の理論」,『フィナンシャル・レビュー』65号,財務省財務総合政策研究所(2002年)
14. 久米和夫・後藤次郎「相続時精算課税制度に関する一考察—実務の視点から—」,四国大学紀要(2013年)
15. 小池正明「遺産取得課税方式を採用する場合の論点整理」,『税研』139号,日本税務研究センター(2008年)
16. 品川芳宣「遺産取得課税方式へ変更した場合の実務への影響」,『税研』139号,日本税務研究センター(2008年)
17. 篠原正博『不動産税制の国際比較分析』,清文社(1999年)
18. 渋谷雅弘「相続税制の動向—アメリカとドイツ」,『税研』102号,日本税務研究センター(2002年)
19. 渋谷雅弘「ドイツにおける相続税・贈与税の現状」,日税研論集 Vol.56『世界における相続税法の現状』,日本税務研究センター(2004年)
20. 渋谷雅弘「相続税・贈与税の累積的課税」,『行政法の思考様式』,青林書院(2008年)

21. 渋谷雅弘「贈与税の非課税規定・控除規定」,『税研』171号,日本税務研究センター(2013年)
22. 首藤重幸「日本における相続税の現状」,日税研論集 Vol.56『世界における相続税法の現状』,日本税務研究センター(2004年)
23. 関口智「相続税・贈与税の理論的基礎」,『税研』151号,日本税務研究センター(2010年)
24. 高田治樹「相続時精算課税制度創設の趣旨とその背景」,『税務弘報』52巻7号,中央経済社(2004年)
25. 高橋祐介「相続税の税額計算方式(課税方式)の現状と問題点」,『税研』151号,日本税務研究センター(2010年)
26. 武田昌輔『DHC コメントール相続税法1』,第一法規出版(1981年)
27. 日本公認会計士協会「相続・贈与に係る税制について―相続税と贈与税の一体化の方向性―」,租税調査会研究報告第13号(2004年)
28. 日本税理士会連合会税制審議会「贈与税の機能と資産課税における役割について―平成25年度諮問に対する答申―」(2014年)
29. 野口悠紀雄「相続税の理論的基礎」,水野正一編『21世紀を支える税制の論理 第5巻 資産課税の理論と課題』,税務経理協会(2005年)
30. 橋本守次「相続時精算課税制度の問題点」,『税務QA』2月号,税務研究会(2004年)
31. 平川忠雄『相続時精算課税制度の徹底解説・徹底活用』,日本法令(2003年)
32. 渕圭吾「贈与税の位置づけ」,『税研』171号,日本税務研究センター(2013年)
33. 三木義一「相続税の基本原理の法的再検討」,『租税法研究』23号,有斐閣(1995年)
34. 三木義一「遺産取得税方式と法定相続分方式の差異」,『税研』139号,日本税務研究センター(2008年)
35. 水野正一「資産課税の概念とその根拠」,水野正一編『21世紀を支える税制の論理 第5巻 資産課税の理論と課題』,税務経理協会(2005年)
36. 水野勝「相続税と贈与税の統合への取組み」,『税理』45巻13号,ぎょうせい(2002年)
37. 水野忠恒「相続税の根拠と課税方式の変遷」,『税研』139号,日本税務研究センター(2008年)

聖学院大学大学院
政治政策学研究科
政治政策学専攻（修士課程）

学籍番号 115MP005 小林綾似